

高知県埋蔵文化財センター年報

第8号

1998年度

財団法人 高知県文化財団  
埋蔵文化財センター



# 高知県埋蔵文化財センター年報

第8号

1998年度

財団法人 高知県文化財団  
埋蔵文化財センター





田村遺跡群 F4区 弥生時代遺構面





田村遺跡群 E6区 土器集中出土遺構



田村遺跡群 L2区 大型掘立柱建物跡







居徳遺跡群出土 木胎漆器



居徳遺跡群 土偶出土状態



## 序

(財)高知県文化財団埋蔵文化財センターは、年々事業量が増加している中、平成10年度の受託事業として20件、派遣事業8件を実施しました。受託事業の中心は、平成8年度から開始した高知空港再拡張整備事業に伴う第二次田村遺跡群の発掘調査と四国横断自動車道（高知自動車道伊野～須崎間）の建設に伴う関連発掘調査です。田村遺跡群の調査は11年度まで続きますが、四国横断自動車道関連の発掘調査は北高田遺跡を残すのみとなりました。平成10年度は、この二つの事業がピークを迎え、高知県始まって以来の大規模調査に明け暮れる毎日でした。さらに平成11年度はこれら発掘調査の整理作業に入りますが、調査資料の管理・活用と啓発のため郵政省の寄付金を受け、埋蔵文化財センター情報管理システムの構築に取り組みました。

本年度も大規模な発掘調査が進むにつれ、数々の成果が挙がっています。四国横断自動車道建設に伴う居徳遺跡群発掘調査では、全国的にも類例の少ない木胎漆器や現時点では日本最古と見られる鋤等が出土しています。さらに土偶の頭部もみられ縄文時代晩期の居徳遺跡群を特徴付ける資料が続々と発見されています。その他四国横断自動車道建設に伴い北高田遺跡や西鴨地遺跡の調査も実施しました。土佐市バイパス工事に伴う天神遺跡では、中世の建物跡や井戸などが見つかり、完形の青磁碗も出土しています。

本年度調査のピークをむかえた田村遺跡群は、その全容があきらかになりつつあります。田村遺跡群は、縄文時代から江戸時代まで連綿と続く複合遺跡ですが、特に本年度は古代の役所関連の施設と考えられる大型掘立柱建物跡や、弥生時代の竪穴住居跡がこれまで約400棟検出されています。その他大型の掘立柱建物跡も見つかり、南四国最大の拠点集落と言えそうです。

幡多地方では、中村市の具同中山遺跡群や宿毛市の神ヶ谷窯跡が調査されました。神ヶ谷窯跡は、須恵器を焼成した窯で、古代の幡多地方を考える上で貴重な資料を提供できました。

本年度実施した発掘調査の成果は、各遺跡で記者発表や現地説明会を開催し公表しました。その他遺跡見学や施設見学を合わせると約2620人の方々に地元の埋蔵文化財に触れていただくことができました。さらに、平成11年度には小・中学校に出前考古学教室や、これまでの成果をまとめた展示会を開催する計画です。今後もより多くの県民の方々に、遺跡・遺物から土佐の歴史を学んで頂きたいと展示施設を建設したいと考えております。

当埋蔵文化財センターが設置されてから8年が経過しましたが、より一層の埋蔵文化財の保存研究と普及啓発に邁進していく所存ですので、事業の実施にあたりましては関係各位の御指導と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成11年9月

財団法人 高知県文化財団  
埋蔵文化財センター  
所長 河崎 正幸

# 目次

序

I 財団法人高知県文化財団	1
1. 財団法人高知県文化財団の概要	
2. 財団法人高知県文化財団の組織	
II 埋蔵文化財センター	3
1. 埋蔵文化財センターの概要	
2. 埋蔵文化財センターの組織	
III 年間事業の概要	5
1. 発掘調査事業	
2. 発掘調査報告書刊行・資料管理事業	
3. 普及啓発事業	
4. 研修事業他	
5. 埋蔵文化財センター情報管理システム	
IV 各遺跡の発掘調査概要	19
V 条例・規則・規程等	33
1. 高知県条例・規則	
2. 財団法人高知県文化財団規程	

## 例言

1. 本書は財団法人高知県文化財団埋蔵文化財センターの平成10年度（1998）事業の概要をまとめたものである。
2. 発掘調査については、当センターの受託事業、派遣事業以外にも県教育委員会及び市町村教育委員会で実施されたものについても、県下の状況を把握するために収録した。
3. IVの発掘調査の概要報告については、各担当者が執筆した。III－5は廣田佳久，その他の執筆・編集については松田直則が行った。なお，資料の整理に当たっては調査第5係職員  
の協力を得た。

# I 財団法人高知県文化財団

## 1. 財団法人高知県文化財団の概要

### (1) 設立趣旨

近年、所得水準の向上や自由時間の増大など社会経済情勢の変化を背景に、芸術文化活動に直接参加し、或いは歴史的・文化的遺産に自ら親しむことを通じて、生活の中に潤いとやすらぎを求めるといった県民の文化的ニーズがかつてなく高まってきている。

このような時代のすうせいの中で、これからの文化行政は、より県民の期待に応えるものでなければならないが、特に、その推進に当たっては、単に行政のみが主導していくのではなく、行政と民間がそれぞれの叡知、力を出し合い、一致協力していくことが何よりも必要である。

高知県文化財団は、こういった使命と目的のもとに、県民文化の振興に資する芸術文化関連諸事業を、県、市町村、民間の力を幅広く結集して、総合的、体系的に運営実施すると共に、県民の文化活動の拠点となる各種の芸術文化施設についてもその特性を活かし、公共性を確保しつつ、県民サービスの向上につながる柔軟で弾力的な管理運営を行うなど、今後の本県の芸術文化活動の推進母体としての役割を担おうとするものである。

### (2) 事業内容

- ① 音楽、演劇、美術その他の芸術文化事業
- ② 教育、学術及び文化の国際交流事業
- ③ 歴史民俗資料館、美術館等芸術文化施設の管理運営事業
- ④ 埋蔵文化財の調査研究、整理保存、展示等の事業
- ⑤ その他文化振興に関する事業

### (3) 設立年月日

平成2年3月28日

### (4) 事務局所在地

高知県高知市高須353-2

高知県立美術館内

## 2. 財団法人高知県文化財団の組織

### (1) 財団組織

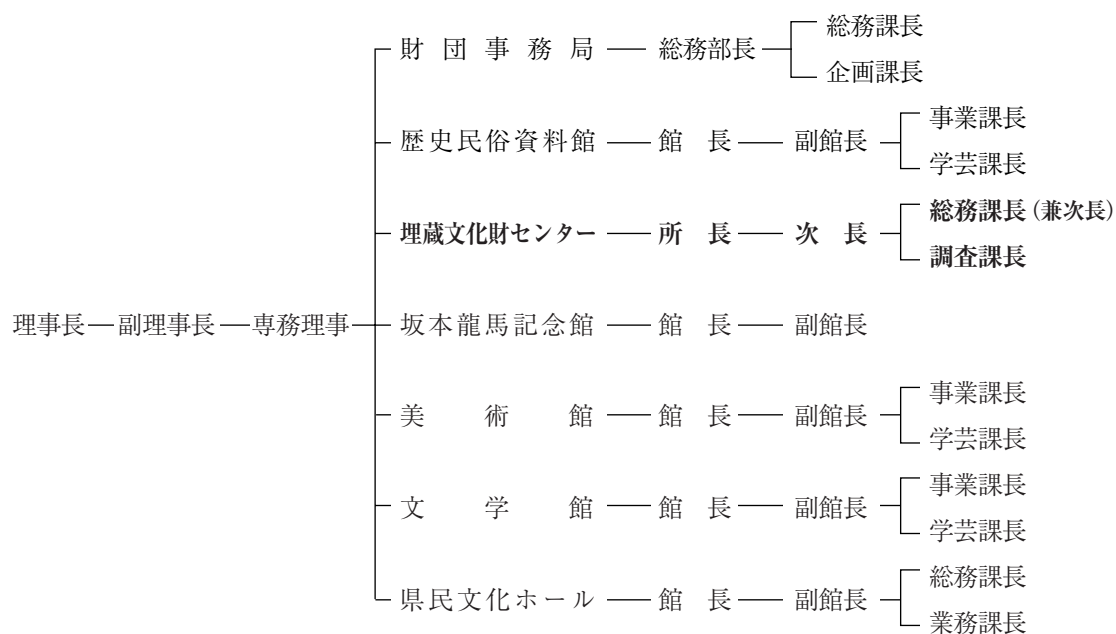
#### ① 理事会役員

理事長1名 副理事長1名 専務理事1名 理事8名 監事2名

#### ② 事務局

総務部長（専務理事）－総務課長－事務職員

#### ③ 財団組織図



### (2) 財団役員

役職名	氏名	備考
理事長	橋本大二郎	県知事
副理事長	濱田耕一	四国銀行頭取
専務理事	山崎浩	県文化環境部参事
理事	松尾徹人	県市長会会長
理事	鎌倉利夫	県町村会会長
理事	橋井昭六	高知新聞社社長
理事	入交太二郎	県商工会議所会頭
理事	兵谷芳康	県文化環境部長
理事	高尾和彦	県総務部長
理事	吉良正人	県教育長
理事	近藤美佐	高知地方裁判所民事調停委員
監事	杉本義雄	四国銀行公務部長
監事	田所睦三	高知市収入役

## II 埋蔵文化財センター

### 1. 埋蔵文化財センターの概要

#### (1) 設立趣旨

財団法人高知県文化財団埋蔵文化財センターは、高知県における埋蔵文化財の調査研究及び資料の保存管理を行うと共に、埋蔵文化財愛護思想の普及啓発を図り、本県の文化振興に寄与することを目的とする。

#### (2) 事業内容

##### ①埋蔵文化財の発掘調査

県内における遺跡の発掘調査を行い報告書を刊行する。

##### ②埋蔵文化財の保存管理

発掘調査等による出土遺物、調査記録等の管理及び保管を行う。

##### ③埋蔵文化財の研究・普及啓発

埋蔵文化財について調査研究を行うと共に、その成果をもとにした出土遺物の公開展示、現地説明会及び展示会の開催等により、埋蔵文化財愛護思想の普及啓発を図る。

##### ④埋蔵文化財に関する資料収集及び情報提供に関すること

##### ⑤高知県立埋蔵文化財センターの管理・運営に関すること

#### (3) 設立年月日

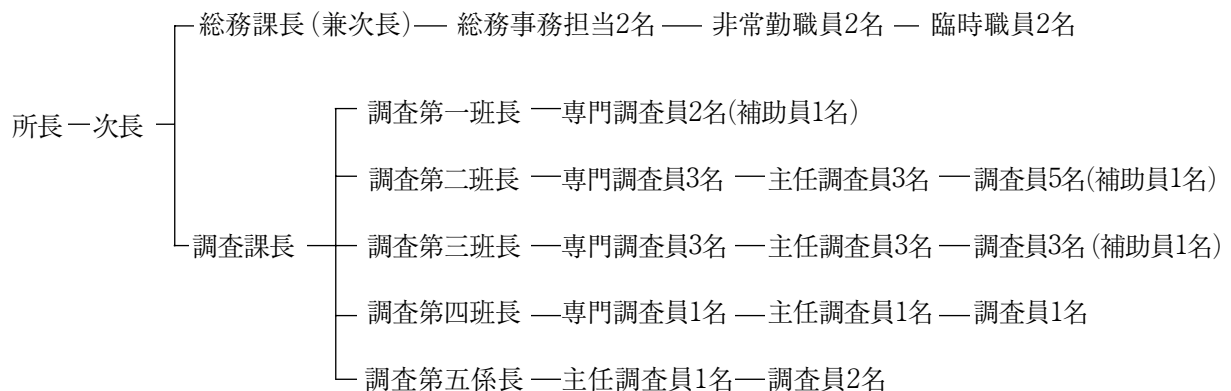
平成3年4月1日

#### (4) 埋蔵文化財センター所在地

高知県南国市篠原南泉1437-1

### 2. 埋蔵文化財センターの組織

#### (1) 埋蔵文化財センターの組織図



(2) 埋蔵文化財センター職員

	所 長	古 谷 碩 志	高知県文化環境部参事	
	次長兼総務部長	津 野 州 夫	高知県文化環境部文化推進課副参事	
総 務 担 当	主 幹	大 原 裕 幸	高知県文化環境部文化推進課主幹	
	主 幹	石 川 馨	高知県文化環境部文化推進課主幹	
	非常勤職員	浅 井 慎 介	高知県文化財団非常勤職員	
	非常勤職員	榑 琴 美	高知県文化財団非常勤職員	
	臨時職員	岡 宗 裕 美	高知県文化財団臨時職員	
	臨時職員	鳥 村 藍 子	高知県文化財団臨時職員	
	調 査 課 長	西 川 裕	高知県文化環境部文化推進課主任 (3種)	
調 査 担 当	調 査 第 一 班	調 査 第 一 班 長	山 本 哲 也	高知県教育委員会文化財保護室主任 (4種)
		専 門 調 査 員	田 坂 京 子	高知県教育委員会文化財保護室社会教育主事
		専 門 調 査 員	小 嶋 博 満	高知県教育委員会文化財保護室社会教育主事
		調 査 補 助 員	武 吉 眞 裕	高知県文化財団非常勤職員
	調 査 第 二 班	調 査 第 二 班 長	森 田 尚 宏	高知県教育委員会文化財保護室主任 (4種)
		専 門 調 査 員	小 島 恵 子	高知県教育委員会文化財保護室社会教育主事
		専 門 調 査 員	泉 幸 代	高知県教育委員会文化財保護室社会教育主事
		専 門 調 査 員	三 橋 麻 里	高知県教育委員会文化財保護室社会教育主事
		主 任 調 査 員	前 田 光 雄	高知県教育委員会文化財保護室主幹
		主 任 調 査 員	浜 田 恵 子	高知県教育委員会文化財保護室社会教育主事
		主 任 調 査 員	山 田 和 吉	高知県教育委員会文化財保護室社会教育主事
		調 査 員	畠 中 宏 一	高知県教育委員会文化財保護室社会教育主事
		調 査 員	坂 本 憲 昭	高知県文化財団職員
		調 査 員	吉 成 承 三	高知県文化財団職員
		調 査 員	坂 本 裕 一	高知県教育委員会文化財保護室社会教育主事
		調 査 員	小 野 由 香	高知県文化財団職員
		調 査 補 助 員	川 端 清 司	高知県文化財団非常勤職員
	臨 時 職 員	盛 田 和 子	高知県文化財団臨時職員	
	調 査 第 三 班	調 査 第 三 班 長	出 原 恵 三	高知県教育委員会文化財保護室主任 (4種)
		専 門 調 査 員	大 野 佳 代 子	高知県教育委員会文化財保護室社会教育主事
		専 門 調 査 員	佐 竹 寛	高知県教育委員会文化財保護室社会教育主事
		専 門 調 査 員	山 本 雄 介	高知県教育委員会文化財保護室社会教育主事
		主 任 調 査 員	松 村 信 博	高知県教育委員会文化財保護室社会教育主事
		主 任 調 査 員	江 戸 秀 輝	高知県教育委員会文化財保護室社会教育主事
		主 任 調 査 員	池 澤 俊 幸	高知県教育委員会文化財保護室社会教育主事
		調 査 員	藤 方 正 治	高知県文化財団職員
		調 査 員	曾 我 貴 行	高知県文化財団職員
		調 査 員	下 村 裕	高知県文化財団職員
		調 査 補 助 員	山 本 純 代	高知県文化財団非常勤職員
	調 査 第 四 班	調 査 第 四 班 長	廣 田 佳 久	高知県教育委員会文化財保護室主任 (4種)
		専 門 調 査 員	名 木 郁	高知県教育委員会文化財保護室社会教育主事
		主 任 調 査 員	伊 藤 強	高知県教育委員会文化財保護室社会教育主事
		調 査 員	田 中 涼 子	高知県文化財団職員
	調 査 第 五 係	臨 時 職 員	福 留 美 穂	高知県文化財団臨時職員
		調 査 第 五 係 長	松 田 直 則	高知県教育委員会文化財保護室主幹
		主 任 調 査 員	堅 田 至	高知県教育委員会文化財保護室社会教育主事
		調 査 員	筒 井 三 菜	高知県文化財団職員
		調 査 員	久 家 隆 芳	高知県文化財団職員
	臨 時 職 員	山 崎 詠 子	高知県文化財団臨時職員	



## Ⅲ 年間事業の概要

### 1. 発掘調査事業

平成10年度高知県埋蔵文化財センターの発掘調査事業としては、前年に引き続き受託事業の中でも高知空港再拡張に伴う田村遺跡群や、四国横断自動車道建設に伴う居徳遺跡群の大規模調査が実施されている。これら大規模調査が続く中、埋文センターとしては、調査員の移動はあったものの前年度と同じ体制の職員総数38名で対応している。所長、次長（総務課長兼務）と総務課、調査課（4班1係）の組織である。職員の内訳は、県からの派遣職員として知事部局から5名、県教育委員会事務局から6名、教員から18名、財団採用職員として9名となっている。

埋文センター事業内容としては、発掘調査の受託事業が20件、派遣事業が8件の計28件である。整理・報告書作成のみの受託事業として7件を実施し、派遣事業では市町村の整理・報告書作成の指導が4件となっている。平成10年度の20件の受託事業発掘調査面積は、111,902㎡で前年度より19%の伸びである。高知空港拡張に伴う発掘調査が51,353㎡で受託事業総面積の46%、四国横断自動車道建設に伴う居徳遺跡群が31,098㎡で受託事業総面積の27%で、これらの大規模調査だけで総面積の73%を占めている。派遣事業は、主に市町村の調査指導であるが、発掘調査面積が3,916㎡となっている。派遣日数の多いところで、伊野町のバーガ森北斜面遺跡で25日、鏡村の小浜城跡で24日、奈半利町のコゴロク廃寺跡で15日となっており、その他は2～10日前後の派遣日数である。

この他、高知県内では県教育委員会と市町村教育委員会による発掘調査が行われている。県・市町村教育委員会が実施した緊急調査が13件、試掘確認調査が30件、確認調査が7件、立会調査が12件である。発掘調査面積は、19,647㎡で、立会調査面積は7,351㎡である。埋文センター実施の調査面積と併せた高知県発掘調査総面積（立会調査を除く）は131,549㎡となり、埋文センターが関係した面積は全体の85%となる。

#### (1) 受託事業

平成10年度に高知県埋蔵文化財センターの受託事業は、20件で昨年度より6件増加している。発掘調査面積は、昨年と比べ111,902㎡とこれも増加している。受託先の内訳を見ると、国関係が9件、道路公団が7件、県関係が4件で、国・道路公団からの事業は県教育委員会を通しての受託となっている。国の関係で見ると、運輸省が高知空港拡張に伴う田村遺跡群の調査で、建設省は土佐市バイパス建設と中村宿毛道路に伴う調査となっている。道路公団は、四国横断自動車道建設に伴うもので居徳遺跡群をはじめとして北高田遺跡など計6件である。県事業では、すべて道路建設に伴うもので南国市で2件、中村市で1件、土佐清水市で1件の割合となっている。受託事業の調査面積の比率を見ると、運輸省関係が46%、道路公団関係が36%、建設省関係が11%、県関係が7%となっており、昨年同様運輸省と道路公団関係が全体の約57%を占める結果となっている。

受託した発掘調査成果の概要を受託先で俯瞰してみることにする。運輸省関係の田村遺跡群では、調査開始からの総面積が151,699㎡となり、本年度埋文センターが実施した面積より多くなった。調査予定面積の90%以上が終了したことになる。弥生時代を中心とする集落の全容解明に迫りつつあり、今年度の調査で検出された竪穴住居は144棟にもおよんでいる。その他にも縄文時代前期から中期の土器が出土していたり、古代の建物群の検出など注目される資料が見られる。

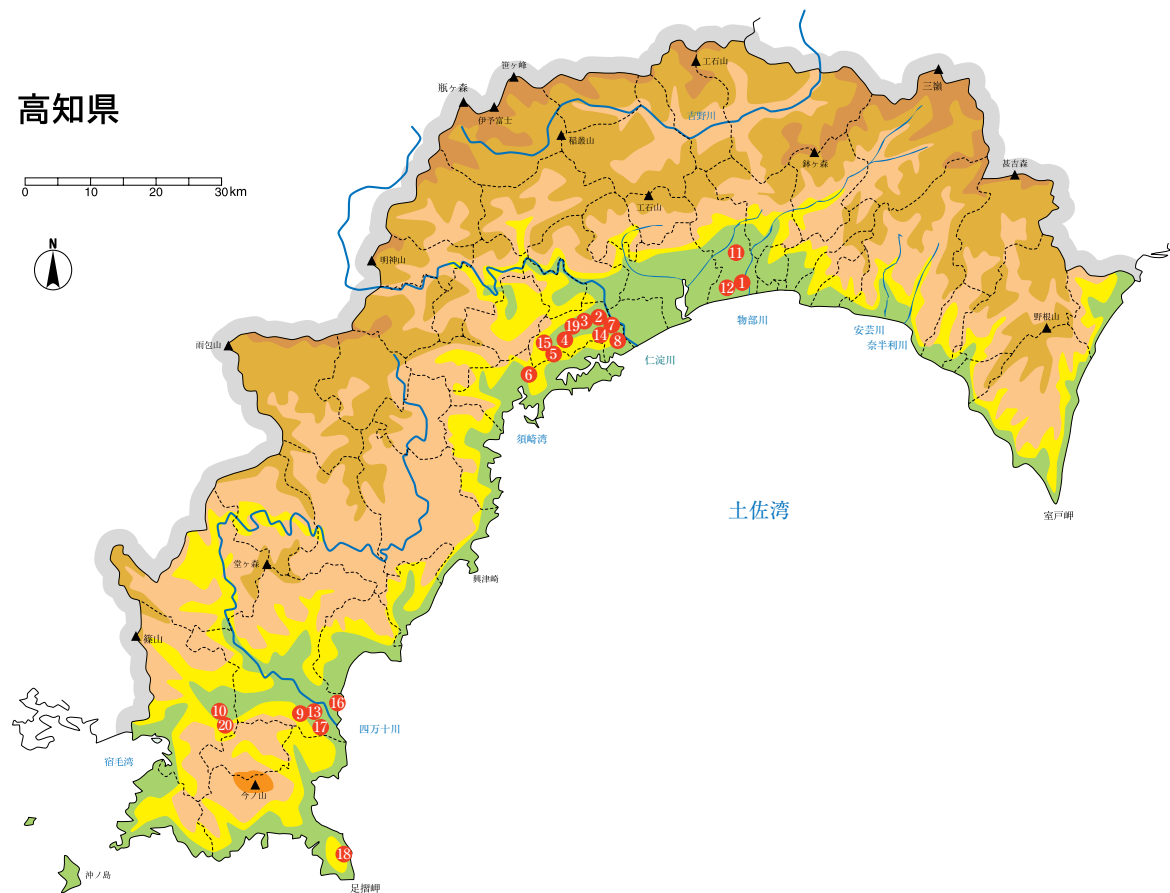
道路公団の居徳遺跡群では、古墳時代中期の祭祀跡や縄文晩期の遺物群が出土している。中でも最も注目されるものとして自然流路から出土した木胎漆器がある。この遺物の時期は、縄文晩期後半頃に押さえられており花卉状の文様の特徴を持つものである。さらに同じ流路の同一層か

ら鍬が出土している。この鍬も時期的に木胎漆器と同時期と考えており、現段階では最古の例となっている。その他道路公団関係では、北高田遺跡で弥生時代中期の集落跡が検出されている。中でも掘立柱建物跡が10数棟まとまって検出されており、本県の他の弥生集落との比較において特異な存在である。西鴨地遺跡では、古代の官衙関連の遺物が出土している。

建設省関連では、土佐市バイパス関連の天神遺跡で初めて縄文土器が出土したり、古代の掘立柱建物跡の検出など新たな仁淀川流域の資料が蓄積している。中村宿毛道路では、宿毛市で神ヶ谷窯跡が調査され古代前半期のまとまった窯跡資料を得ることができた。

県関係では、南国市の県道改良に伴い里改田遺跡や小籠北遺跡などが調査されている。里改田遺跡は、弥生と古代の遺構が検出されており古代の掘立柱建物跡の遺構が注目される。小籠北遺跡では近世の農村景観を復元できた。中村市では、同じく県道改良に伴う調査で具同中山遺跡群が調査され弥生時代後半から古墳時代初頭の祭祀関連遺物が出土している。

以上平成10年度の受託事業の調査成果の概要を見てきたが、高知県で注目された遺跡としては大規模調査の田村遺跡群や居徳遺跡群が挙げられる。居徳遺跡群については今年度で調査終了し来年度からは整理作業にはいる。田村遺跡群については、来年度大規模な調査が終了する予定で県内でも徐々に発掘調査のピークがすぎようとしている。



平成10年度 受託発掘調査位置図（番号は受託発掘調査事業一覧表の番号と一致）

平成10年度 受託発掘調査事業一覧表

	No	遺跡名	所在地	時代	種別	調査面積 (延べ面積)	原因	委託者
発掘調査	1	田村遺跡群	南国市田村	縄文～近世	集落跡	51,353m <sup>2</sup>	高知空港拡張整備	運輸省・県教委
	2	居徳遺跡群	土佐市高岡町乙	縄文～古墳	集落・祭祀	31,098m <sup>2</sup>	四国横断自動車道	日本道路公団・県教委
	3	北高田遺跡	土佐市高岡町乙	弥生	集落跡	5,400m <sup>2</sup>	四国横断自動車道	日本道路公団・県教委
	4	北地アリノ木遺跡	土佐市北原	弥生～近世	集落跡	1,000m <sup>2</sup>	四国横断自動車道	日本道路公団・県教委
	5	西鴨地遺跡	土佐市西鴨地	古代・中世	集落跡	2,000m <sup>2</sup>	四国横断自動車道	日本道路公団・県教委
	6	飛田坂本遺跡	須崎市飛田坂本	古代・中世	集落跡	150m <sup>2</sup>	四国横断自動車道	日本道路公団・県教委
	7	林口遺跡	土佐市林口	縄文～中世	集落跡	904m <sup>2</sup>	土佐市バイパス	建設省・県教委
	8	天神遺跡	土佐市天神	縄文・中世	集落跡	8,108m <sup>2</sup>	土佐市バイパス	建設省・県教委
	9	浅村遺跡	中村市森沢	古墳	祭祀跡	780m <sup>2</sup>	中村宿毛道路	建設省・県教委
	10	神ヶ谷窯跡	宿毛市平田	弥生・古代	窯跡	800m <sup>2</sup>	中村宿毛道路	建設省・県教委
	11	小籠北遺跡	南国市小籠	縄文・弥生・中世・近世	散布地	3,981m <sup>2</sup>	県道あけぼの道路	高知県
	12	里改田遺跡	南国市里改田	弥生・古代	集落跡	778m <sup>2</sup>	県道五台山線	高知県
	13	具同中山遺跡群V	中村市具同	古墳	祭祀跡	2,838m <sup>2</sup>	県道中村下ノ加江線	高知県
試掘確認調査	14	蓮池城跡北斜面遺跡	土佐市高岡町	古代・中世	—	150m <sup>2</sup>	土佐市バイパス	建設省・県教委
	15	戸波西遺跡	土佐市西鴨地	—	—	200m <sup>2</sup>	四国横断自動車道	日本道路公団・県教委
	16	古津賀遺跡	中村市古津賀	古墳	—	588m <sup>2</sup>	中村宿毛道路	建設省・県教委
	17	具同中山遺跡群Ⅲ-3	中村市具同	古墳	—	200m <sup>2</sup>	中村宿毛道路	建設省・県教委
	18	窪津遺跡	土佐清水市	—	—	524m <sup>2</sup>	県道足摺公園線	高知県
	19	北高田遺跡	土佐市高岡町乙	弥生	集落跡	750m <sup>2</sup>	四国横断自動車道	日本道路公団・県教委
	20	神ヶ谷窯跡	宿毛市平田	古代	窯跡	300m <sup>2</sup>	中村宿毛道路	建設省・県教委
				計	111,902m <sup>2</sup>			

(2) 派遣事業

平成9年度の派遣事業は、市町村の国庫補助を受けて行われた緊急調査や試掘確認調査の調査指導で派遣件数は8件である。緊急発掘調査で規模の大きいものとして、香我美町の幅山遺跡である。

幅山遺跡は弥生から古墳にかけての集落跡で、その他、ほ場整備事業に伴う緊急調査で西土佐村の江川中畝遺跡や佐川町の芝の坊遺跡の調査が実施されている。

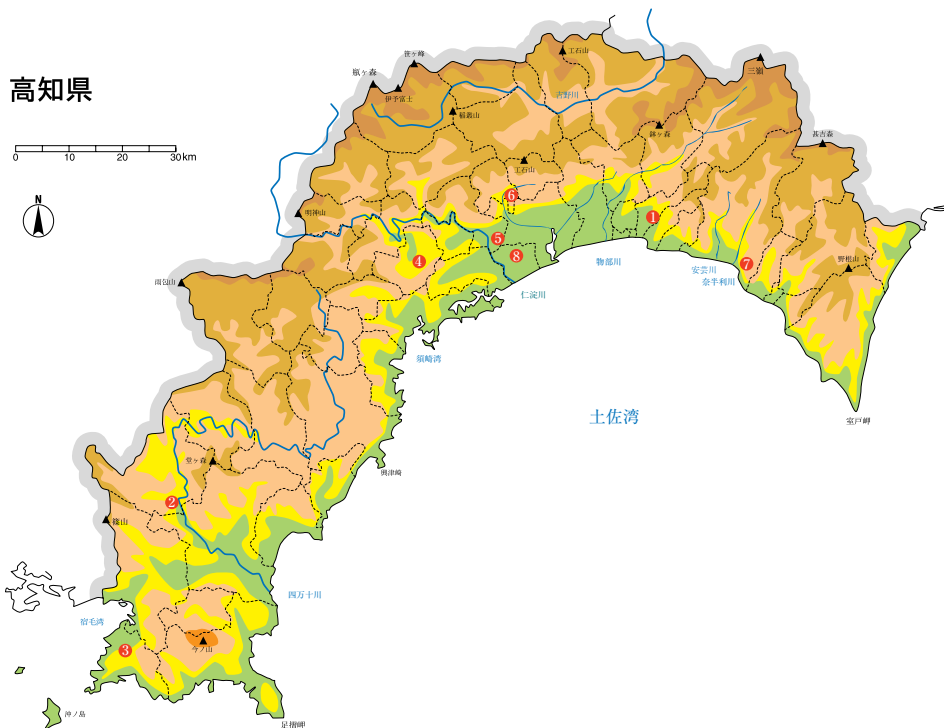
試掘確認調査では、ほ場整備事業で伊野町で昨年に引き続きバーガ森北斜面遺跡の試掘確認調査が実施されている。さらに大月町のナシヶ森遺跡では、旧石器から縄文時代にかけての遺跡が発見されている。奈半利町のコゴロク廃寺跡では、試掘確認調査で寺を区画したと考えられる堀跡も確認されている。

国体関連施設建設に伴い、鏡村の小浜城跡と春野町の木塚城跡の試掘確認調査が実施されている。両城跡とも小規模な城郭ではあるが、遺構等の残りがよく15世紀代の遺物が出土している。来年度に本調査が実施される計画である。

平成10年度の派遣事業は、昨年同様センター受託事業の増大に伴い9年度と比べほぼ同数の件数で、調査面積では3,177㎡となっており昨年度の調査面積よりも減少している。センター派遣以外の県教委や市町村教委による調査は、50件で昨年度よりも増加している。さらに調査面積も19,647㎡で昨年度比で4,117㎡増加している。県教委指導のもと、市町村単独の調査が多くなっており調査員の育成も順調に進んでいる。

平成10年度 職員派遣発掘調査事業一覧表

No	遺跡名	所在地	時代	種別	調査面積	派遣人員	派遣期間	原因	市町村名
1	幅山遺跡	香我美町字上分327-1	弥生～古墳・中世	散布地	520㎡	1名	H10 7/3～8/4	農道整備事業に伴う緊急調査	香我美町
2	江川中畝遺跡	西土佐村江川大字中畝地内	縄文	集落跡	480㎡	1名	H10 10/6～10/7	ほ場整備事業に伴う緊急調査	西土佐村
3	ナシケ森遺跡	大月町弘見ナシケ森	旧石器・縄文	原産地遺跡	290㎡	1名	H10 4/10～4/24	ほ場整備事業に伴う試掘確認調査	大月町
4	芝の坊遺跡	佐川町丁田	弥生～古代	散布地	197㎡	1名	H10 6/4～6/26	ほ場整備事業に伴う緊急調査	佐川町
5	バーガ森北斜面遺跡	伊野町バーガ森	弥生・古代	集落跡	115㎡	1名	H10・6/22～ H11・3/5	基幹農道整備事業に伴う試掘確認調査	伊野町
6	小浜城跡	鏡村小浜城ノ平	中世	山城	470㎡	2名	H11 1/11～2/26	国体関連施設建設に伴う試掘確認調査	鏡村
7	コゴロク廃寺跡	奈半利町中川原他	古代	社寺跡	625㎡	2名	H10・12/2～ H11・3/15	ほ場整備事業に伴う試掘確認調査	奈半利町
8	木塚城跡	春野町西分	中世	山城	480㎡	1名	H11 3/4～3/26	国体関連施設建設に伴う試掘確認調査	春野町
計					3,177㎡				



平成10年度 調査員派遣発掘調査位置図 (番号は調査員派遣発掘調査事業一覧表の番号と一致)

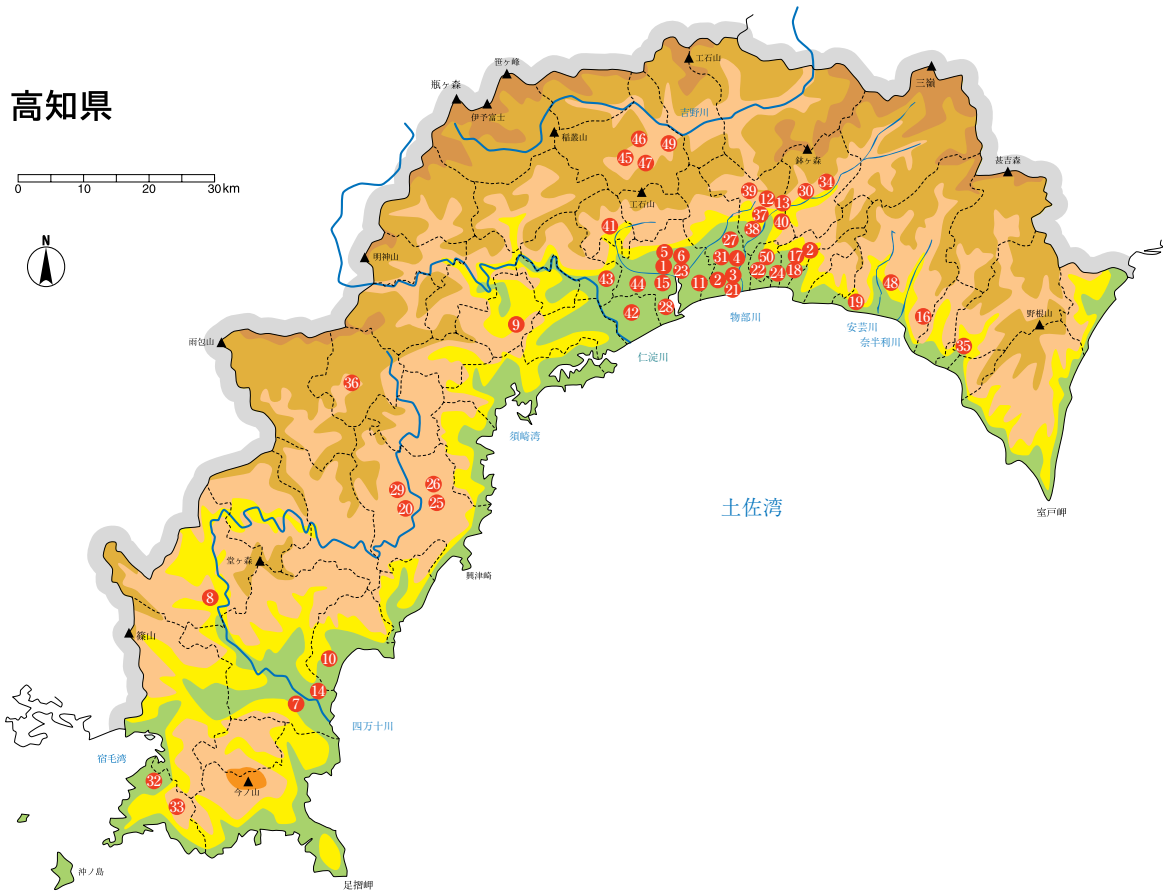
平成10年度 県・市町村教育委員会発掘調査一覧表 1

No	遺跡名	所在地	時代	種別	原因	事業者	調査主体	期間	面積
1	高知城跡	高知市丸ノ内2-5-1	近世	城館跡	下水道整備事業に伴う緊急調査	高知市	高知市	4/30~5/10	22m <sup>2</sup>
2	幅山遺跡	香我美町上分327-1	弥生~古墳・中世	散布地	農道整備事業に伴う緊急調査	高知県	香我美町	7/20~8/20	520m <sup>2</sup>
3	岩村遺跡・岩村土居城跡	南国市福船土居ノ後445-1他	弥生~近世	散布地・城跡	ほ場整備事業に伴う緊急調査	高知県	南国市	10/9~12/25	683m <sup>2</sup>
4	白猪田遺跡	南国市久礼田字大西771-1	古墳~平安	散布地	汚水処理施設建設に伴う緊急調査	南国市	南国市	5/14~6/12	780m <sup>2</sup>
5	秦泉寺廃寺跡	高知市秦泉寺52-2	古代~中世	社寺跡	店舗建設に伴う緊急調査	民間	高知市	5/11~7/31	400m <sup>2</sup>
6	弘人屋敷跡	高知市追手筋2丁目1番	近世	城館跡	駐車場建設に伴う緊急調査	民間	高知市	5/19~5/31	200m <sup>2</sup>
7	具同中山遺跡群	中村市具同字八反田	縄文・弥生・古墳・中世	祭祀・集落	市道建設に伴う緊急調査	中村市	中村市	11/14~2/28	1,080m <sup>2</sup>
8	江川中畝遺跡	西土佐村江川大字中畝地内	縄文	集落跡	ほ場整備事業に伴う緊急調査	高知県	西土佐村	6/1~10/16	480m <sup>2</sup>
9	芝の坊遺跡	佐川町丁田	弥生・古代	散布地	ほ場整備事業に伴う緊急調査	高知県	佐川町	6/2~6/18	197m <sup>2</sup>
10	宗正寺遺跡	大方町馬荷字藪山地内	中世~近世	集落跡	ほ場整備事業に伴う緊急調査	高知県	大方町	10/14~10/22	375m <sup>2</sup>
11	介良遺跡	高知市介良乙356番地1他	弥生~中世	散布地	河川改修に伴う緊急調査	高知市	高知市	10/1~3/31	5,502m <sup>2</sup>
12	小山田遺跡	土佐山田町新改字小山田	縄文~中世	窯跡	ほ場整備事業に伴う緊急調査	高知県	土佐山田町	10/1~1/31	660m <sup>2</sup>
13	南ヶ内遺跡	土佐山田町新改字南ヶ谷	古代~中世	寺院跡	ほ場整備事業に伴う緊急調査	高知県	土佐山田町	10/31~1/31	550m <sup>2</sup>
14	古津賀遺跡群	中村市古津賀	弥生・古墳・中世	集落跡	区画整備事業に伴う試掘確認調査	中村市	中村市	4/15~7/31 9/16~10/21	721m <sup>2</sup>
15	潮江城跡	高知市筆山町54-1他	中世	城館跡	公園整備事業に伴う試掘確認調査	高知市	高知市	4/20~4/24	40m <sup>2</sup>
16	コゴロク廃寺跡	奈半利町中川原他	古代	社寺跡	ほ場整備事業に伴う試掘確認調査	高知県	奈半利町	12/14~2/18	625m <sup>2</sup>
17	下分遠崎遺跡	香我美町山北10-1他	弥生	集落跡	国体施設改修事業に伴う試掘確認調査	香我美町	香我美町	8/19	58m <sup>2</sup>
18	下分遠崎遺跡	香我美町下分3160他	弥生	集落跡	町道拡幅事業に伴う試掘確認調査	香我美町	香我美町	8/20	100m <sup>2</sup>
19	磯道遺跡	安芸市赤野	中世	散布地	ほ場整備事業に伴う試掘確認調査	高知県	安芸市	10/26	20m <sup>2</sup>
20	宮内遺跡	窪川町宮内	弥生	散布地	県道拡幅事業に伴う試掘確認調査	高知県	高知県	7/7・ 10/26・27	40m <sup>2</sup>
21	司例田遺跡	南国市前浜	古墳~近世	散布地	小学校体育館建設に伴う試掘確認調査	南国市	南国市	8/3~8/6	120m <sup>2</sup>
22	曾我遺跡	野市町中ノ村	弥生~中世	集落跡	自転車歩行者道拡幅に伴う試掘確認調査	高知県	高知県	10/12・20	42m <sup>2</sup>
23	弘人屋敷跡	高知市帯屋町2丁目2-2	近世	城館跡	病院建設に伴う試掘確認調査	民間	高知市	1/25~1/27	150m <sup>2</sup>
24	下分遠崎遺跡	野市町中ノ村柳原375-1	弥生	集落跡	自転車歩行者道拡幅に伴う試掘確認調査	高知県	高知県	10/20・22	26m <sup>2</sup>
25	浜の川遺跡	窪川町浜の川	縄文・弥生	散布地	ほ場整備事業に伴う試掘確認調査	高知県	窪川町	10/26~11/11	220m <sup>2</sup>
26	六反地遺跡	窪川町六反地	縄文・弥生	散布地	ほ場整備事業に伴う試掘確認調査	高知県	窪川町	11/12~11/20	80m <sup>2</sup>
27	泉ヶ内遺跡	南国市植田野本763他	古墳~平安	散布地	農道整備事業に伴う試掘確認調査	高知県	南国市	9/28~10/5	104m <sup>2</sup>
28	籠ノ内遺跡	高知市長浜字カゴノ内1173番3	古代	散布地	道路整備事業に伴う試掘確認調査	高知市	高知市	2/15~2/26	200m <sup>2</sup>
29	作屋遺跡	窪川町作屋	弥生	散布地	県道拡幅事業に伴う試掘確認調査	高知県	高知県	12/14~12/17	113m <sup>2</sup>
30	刈谷我野遺跡	香北町太郎丸751他	縄文・弥生・古墳	散布地	ほ場整備事業に伴う試掘確認調査	高知県	香北町	1/20~2/19	108m <sup>2</sup>
31	北泉遺跡	南国市篠原1562-1他	弥生~平安	散布地	消防屯所建設に伴う試掘確認調査	南国市	南国市	1/13	24m <sup>2</sup>
32	ナシヶ森遺跡	大月町弘見ナシヶ森	旧石器・縄文	原産地遺跡	ほ場整備事業に伴う試掘確認調査	高知県	大月町	4/1~3/16	290m <sup>2</sup>
33	春遠地区遺跡群	大月町春遠	中世	散布地	ほ場整備事業に伴う試掘確認調査	高知県	大月町	11/9~11/29	80m <sup>2</sup>
34	堂の前遺跡	香北町下野尻字西桑ノ久保	弥生~中世	散布地	道路整備事業に伴う試掘確認調査	高知県	香北町	11/24~12/17	75m <sup>2</sup>
35	野友下遺跡	北川村野友	中世	散布地	高規格道路に伴う試掘確認調査	高知県	高知県	1/5~1/8	346m <sup>2</sup>
36	北川遺跡	東津野村北川101-1他	縄文	散布地	区画整備事業に伴う試掘確認調査	東津野村	東津野村	1/28~1/29	120m <sup>2</sup>

平成10年度 県・市町村教育委員会発掘調査一覧表 2

No	遺跡名	所在地	時代	種別	原因	事業者	調査主体	期間	面積
37	加茂 ハイタノクボ遺跡	土佐山田町加茂 字ハイタノクボ	古代～中世	散布地	道路整備事業に伴う試掘確認調査	高知県	土佐山田町	8/3～8/17	36m <sup>2</sup>
38	ひびのき遺跡	土佐山田町楠目字ひびのき	弥生～中世	集落跡	町道整備事業に伴う試掘確認調査	土佐山田町	土佐山田町	8/1～8/31	40m <sup>2</sup>
39	新改中部遺跡群	土佐山田町新改字小山田	旧石器～中世	散布地	ほ場整備事業に伴う試掘確認調査	高知県	土佐山田町	9/1～11/31	320m <sup>2</sup>
40	椎ノ木元遺跡	土佐山田町杉田	古墳～平安	散布地	道路整備事業に伴う試掘確認調査	高知県	土佐山田町	8/5～8/8	12m <sup>2</sup>
41	小浜城跡	鏡村小浜城ノ平	中世	山城	国体関連施設建設に伴う試掘確認調査	鏡村	鏡村	1/11～2/26	470m <sup>2</sup>
42	木塚城跡	春野町西分	中世	山城	国体関連施設建設に伴う試掘確認調査	春野町	春野町	3/4～3/26	480m <sup>2</sup>
43	バーガ森北斜面遺跡	伊野町バーガ森	弥生・古代	集落跡	基幹農道整備事業に伴う試掘確認調査	伊野町	伊野町	6/22～3/5	115m <sup>2</sup>
44	鍛冶屋敷遺跡	高知市鴨部2丁目679-1他	古代～中世	散布地	確認調査	-	高知市	4/13～4/17	75m <sup>2</sup>
45	沖田遺跡	土佐町土居	縄文	散布地	確認調査	土佐町	土佐町	11/4～11/12	160m <sup>2</sup>
46	大畑遺跡	土佐町田井	弥生	散布地	確認調査	土佐町	土佐町	11/13～11/26	200m <sup>2</sup>
47	玉屋敷遺跡	土佐町田井	縄文	散布地	確認調査	土佐町	土佐町	11/30～12/8	40m <sup>2</sup>
48	中野遺跡	安芸市川北内原野	縄文・中世	散布地	確認調査	-	安芸市	2/1～3/12	1,968m <sup>2</sup>
49	上奈呂・長田銀杏の木地区	本山町長田他	-	-	確認調査	-	本山町	12/8～12/16	300m <sup>2</sup>
50	中筋地区	野市町西野他	-	-	確認調査	-	野市町	2/5～3/5	280m <sup>2</sup>
調査面積 総計									19,647m <sup>2</sup>

高知県

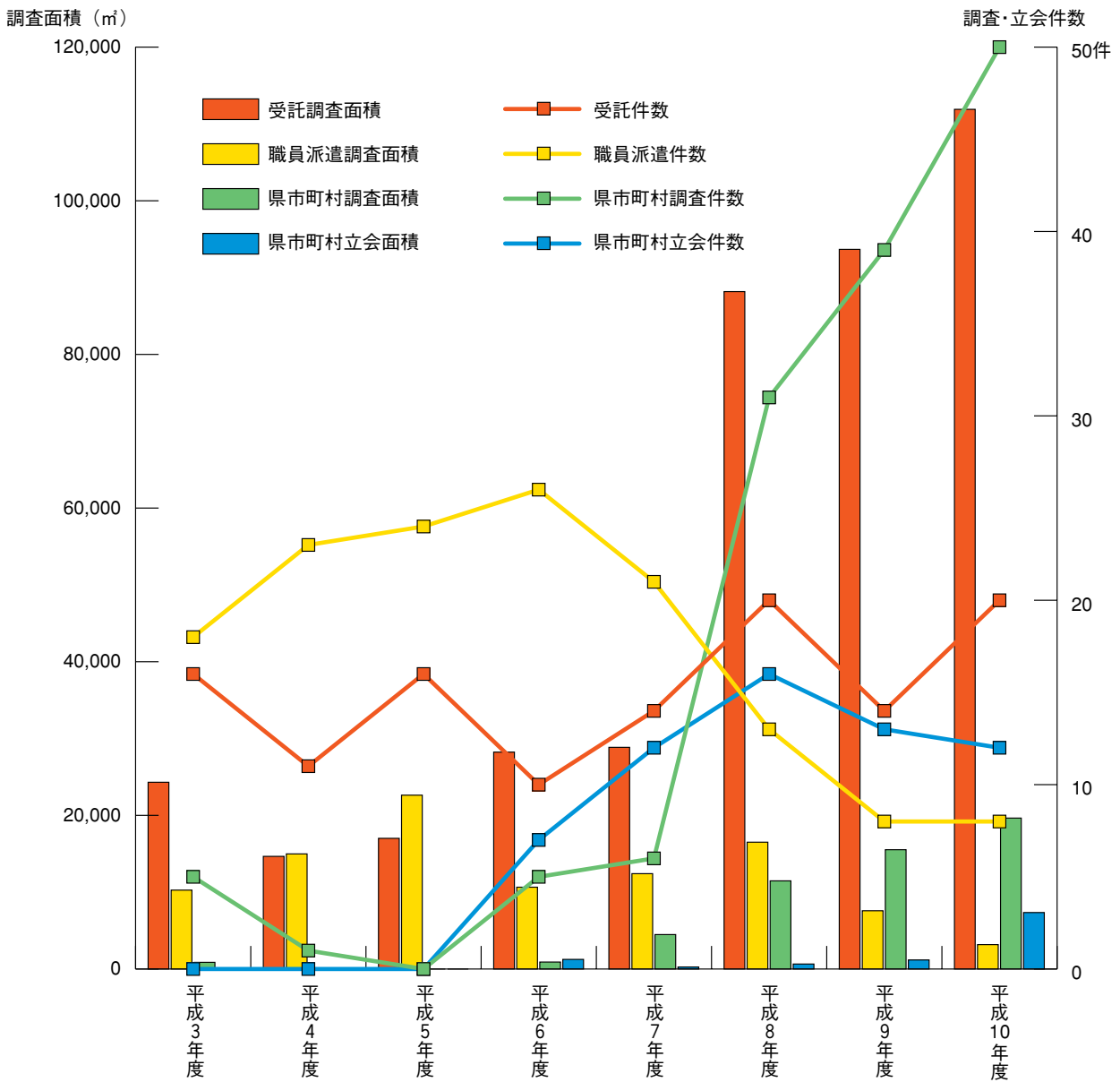


平成10年度 県・市町村教育委員会発掘調査位置図 (番号は県・市町村教育委員会発掘調査一覧表の番号と一致)

平成3～10年度の県内の発掘調査件数と調査面積一覧表

年度	項目 受託件数	受託面積	職員派遣 遺件数	職員派遣 調査面積	調査面積 小計	県市町村 調査件数	県市町村 調査面積	県市町村 立会件数	県市町村 立会面積	調査面積 合計
平成3年度	16件	24,310m <sup>2</sup>	18件	10,270m <sup>2</sup>	34,580m <sup>2</sup>	5件	870m <sup>2</sup>	0件	0m <sup>2</sup>	35,450m <sup>2</sup>
平成4年度	11件	14,663m <sup>2</sup>	23件	14,984m <sup>2</sup>	29,647m <sup>2</sup>	1件	90m <sup>2</sup>	0件	0m <sup>2</sup>	29,737m <sup>2</sup>
平成5年度	16件	17,010m <sup>2</sup>	24件	22,630m <sup>2</sup>	39,640m <sup>2</sup>	0件	0m <sup>2</sup>	0件	0m <sup>2</sup>	39,640m <sup>2</sup>
平成6年度	10件	28,233m <sup>2</sup>	26件	10,650m <sup>2</sup>	38,883m <sup>2</sup>	5件	907m <sup>2</sup>	7件	1,253m <sup>2</sup>	41,043m <sup>2</sup>
平成7年度	14件	28,856m <sup>2</sup>	21件	12,412m <sup>2</sup>	41,268m <sup>2</sup>	6件	4,484m <sup>2</sup>	12件	265m <sup>2</sup>	46,017m <sup>2</sup>
平成8年度	20件	88,178m <sup>2</sup>	13件	16,508m <sup>2</sup>	104,686m <sup>2</sup>	31件	11,475m <sup>2</sup>	16件	649m <sup>2</sup>	116,810m <sup>2</sup>
平成9年度	14件	93,675m <sup>2</sup>	8件	7,584m <sup>2</sup>	101,259m <sup>2</sup>	39件	15,530m <sup>2</sup>	13件	1,179m <sup>2</sup>	117,968m <sup>2</sup>
平成10年度	20件	111,902m <sup>2</sup>	8件	3,177m <sup>2</sup>	115,079m <sup>2</sup>	50件	19,647m <sup>2</sup>	12件	7,351m <sup>2</sup>	142,077m <sup>2</sup>

注：平成10年度の県市町村調査面積・件数は、職員派遣調査面積・件数を含んでいる。



平成3～10年度の県内の発掘調査件数と調査面積変動表

## 2. 発掘調査報告書刊行・資料管理事業

平成10年度の整理作業は、四国横断自動車道関係や建設省・県道関係を中心に実施されている。

四国横断自動車道は、奥谷南遺跡・八田奈呂遺跡・福井遺跡の整理作業を行い、平成11年3月に報告書が刊行されている。建設省では、中村宿毛道路に伴う調査で具同中山遺跡群Ⅲ－1や間城跡の整理作業が行われた。土佐市バイパス関係では、平成9年度に実施された発掘調査の整理作業を行うと共に報告書作成の準備を行っている。県道関係では、あけぼの道路に伴う小籠北遺跡の整理作業が実施され報告書も刊行されている。県道中村下ノ加江線では、具同中山遺跡群Ⅳの整理作業が実施されている。高知空港再拡張に伴う田村遺跡群の調査については、9年度分の出土遺物の量が多いが洗浄・注記・接合・実測の作業が進んでいる。

資料の整理・保管については、昨年同様現段階での発掘調査に伴う整理は進んでいるものの、既に調査が終了しているものについては、資料の保管のみでその資料活用のための整理は進んでいない。今年度は、郵政省から寄付金を受け埋蔵文化財センター情報管理システムの整備を行った。これまでに県内の埋蔵文化財包蔵地カードのデータベース化がほぼ終了しており、今後センター資料が活用できるように整理・保管を行っている。

なお、平成10年度における埋文センターと市町村の報告書刊行は以下のとおりである。

平成10年度 埋蔵文化財センター刊行報告書一覧表

シリーズ名	書名	所在地	発行者	編集・執筆者
高知県埋蔵文化財センター 発掘調査報告書第36集	西本城跡	大方町上田の口	(財)高知県文化財団 埋蔵文化財センター	松田・堅田
高知県埋蔵文化財センター 発掘調査報告書第37集	奥谷南遺跡Ⅰ	南国市奥谷南	(財)高知県文化財団 埋蔵文化財センター	松村
高知県埋蔵文化財センター 発掘調査報告書第38集	八田奈呂遺跡Ⅰ	伊野町八田	(財)高知県文化財団 埋蔵文化財センター	江戸
高知県埋蔵文化財センター 発掘調査報告書第39集	天崎遺跡	土佐市天崎	(財)高知県文化財団 埋蔵文化財センター	山本・田坂他
高知県埋蔵文化財センター 発掘調査報告書第40集	小籠北遺跡	南国市小籠	(財)高知県文化財団 埋蔵文化財センター	山本・小嶋・ 武吉
高知県埋蔵文化財センター 発掘調査報告書第41集	福井遺跡	高知市福井	(財)高知県文化財団 埋蔵文化財センター	江戸

平成10年度 市町村刊行報告書一覧表

シリーズ名	書名	所在地	発行者	執筆・編集者
土佐市埋蔵文化財 発掘調査報告書第2集	人麻呂様城跡	土佐市高岡町	土佐市教育委員会	岡本・松村
香我美町埋蔵文化財 発掘調査報告書第8集	幅山遺跡	香我美町上分河内	香我美町教育委員会	岡本
伊野町埋蔵文化財 発掘調査報告書第1集	バーガ森北斜面遺跡	伊野町字バーガ森	伊野町教育委員会	伊藤
西土佐村埋蔵文化財 発掘調査報告書第3集	大宮宮崎遺跡Ⅰ	西土佐村大宮	西土佐村教育委員会	木村
越知町埋蔵文化財 発掘調査報告書第2集	女川遺跡Ⅱ	越知町越知字東屋敷	越知町教育委員会	曾我



### 3. 普及啓発事業

埋文センターの普及啓発事業として、発掘調査の現地説明会や小・中学校の遺跡見学や体験学習があり、その他各種研修会等へ講師の派遣も行っている。特に現地説明会は、発掘調査の成果がまとまった時点で記者発表を行い一般県民対象に開催している。また発掘現場の見学や発掘調査の体験学習及び施設見学なども希望に応じ随時対応している。施設見学面では、埋文センターに展示施設がないため県民に開かれた施設とはいいがたく、より充実した施設整備を検討中である。

#### (1) 記者発表・現地説明会・遺跡見学

埋文センターでは、5遺跡で7回の記者発表と現地説明会が行われた。その中で居徳遺跡群だけは、木胎漆器公開を含め3回行っている。7回の現地説明会では、1,460名の参加者があった。中でも田村遺跡群では500人、居徳遺跡群では590人とその大半を大規模調査の現地説明会で占められる。さらに小・中学校の生徒を中心に遺跡見学や体験学習も実施した。やはりこの見学も、遺跡としては大規模に調査された田村遺跡群と居徳遺跡群で行うことが多かった。平成10年度で、1,160名の参加を得ることができ、現地説明会と併せて2,620人の方々にセンターが調査した遺跡に触れていただくことができた。

高知県埋蔵文化財センター平成10年度遺跡調査見学一覧表

No	参加団体	日時	人数	遺跡	備考
1	南国市史談会	平成10年 4月11日	50名	田村遺跡	見学
2	南国市立大湊小学校	平成10年 4月27日	26名	田村遺跡	見学
3	高知市立一宮東小学校	平成10年 5月14日	3名	田村遺跡	見学
4	中央地区市町村教育委員会文化財保護担当者等研修会	平成10年 5月15日	50名	田村遺跡	見学
5	馬路村立馬路小学校・魚梁瀬小学校	平成10年 5月19日	19名	田村遺跡	見学
6	仁淀村立長者小学校	平成10年 5月21日	17名	田村遺跡	見学
7	宿毛市立平田小学校	平成10年 5月27日	27名	神ヶ谷窯跡	見学
8	大月町教育委員会	平成10年 6月24日	8名	田村遺跡	見学
9	宿毛市立東中学校	平成10年 7月 7日	55名	神ヶ谷窯跡	見学
10	高等学校教育研究会社会化地理部会研究会巡検	平成10年 7月10日	12名	田村遺跡	見学
11	土佐市立高岡第一小学校	平成10年 7月28日	40名	居徳遺跡	体験発掘
12	青少年センター	平成10年 8月 6日	36名	田村遺跡	見学
13	土佐市立高岡中学校	平成10年 9月 5日	4名	居徳遺跡	体験発掘
14	高知市立長浜小学校	平成10年10月12日	123名	田村遺跡	見学
15	南国市立後免野田小学校	平成10年10月19日	36名	田村遺跡	見学
16	土佐市立高岡第二小学校	平成10年10月19日	40名	居徳遺跡	写生・見学
17	南国市立日章小学校	平成10年10月20日	84名	田村遺跡	見学
18	赤岡町立赤岡小学校	平成10年11月 6日	34名	田村遺跡	見学
19	土佐市立高岡中学校	平成10年11月10日	140名	居徳遺跡	見学
20	土佐市立高岡中学校	平成10年11月11日	70名	居徳遺跡	見学
21	高知市立介良中学校	平成10年12月11日	11名	田村遺跡	見学
22	土佐市立高岡第二小学校	平成10年12月15日	25名	居徳遺跡	見学
23	土佐市立高岡中学校	平成10年12月17日	35名	居徳遺跡	見学
24	土佐市立高岡中学校	平成10年12月19日	8名	居徳遺跡	見学
25	土佐市立高岡中学校	平成10年12月22日	75名	居徳遺跡	見学
26	土佐市立高岡中学校	平成11年 2月 8日	37名	居徳遺跡	体験発掘
27	土佐市立戸波中学校	平成10年 7月 7日	95名	西鳴地遺跡	体験発掘

## (2) 研究会等

平成10年度は、研究会として古代学協会四国支部第12回大会が高知市の福祉交流プラザで開催された。テーマは、「律令国家における地方官衙遺構研究の現状と課題」で、本県からは池澤俊幸主任調査員が「土佐における古代の遺跡」と題して発表している。

また埋蔵文化財センター主催の四国埋蔵文化財法人実務担当者会が伊野町で、全国コンピューター等研究委員会「中・四国・九州ブロック地区委員会」が高知市でそれぞれ行われた。

## 4. 研修事業他

平成10年度は、例年開催されている全国埋蔵文化財法人連絡協議会の総会や研修会に出席した。今年度は、発掘調査のピークを迎えていることから、奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センターが実施している研修には、残念ながら参加することができなかった。しかし各職員においては、県外の調査例・施設の見学・出土遺物の調査等の研修は行った。また、平成8年度から行っている外部講師を招いての職員研修も行った。

県教育委員会の依頼により、市町村埋蔵文化財担当職員を対象に埋蔵文化財発掘調査と整理作業についての研修を行った。



北高田遺跡現地説明会



古代学協会四国支部第12回大会

### 平成10年度 高知県埋蔵文化財センター現地・遺物説明会一覧表

No	現地説明会遺跡	日 時	会 場	参加人数
1	神ヶ谷窯跡	平成10年6月23日	宿毛市平田	50名
2	西鴨地遺跡	平成10年8月22日	土佐市西鴨地	120名
3	居徳遺跡群	平成10年10月17日	土佐市高岡町乙	80名
4	居徳遺跡木胎漆器公開	平成10年10月19日	南国市篠原埋蔵文化財センター	210名
5	田村遺跡群	平成10年1月31日	南国市田村	500名
6	北高田遺跡	平成11年2月21日	土佐市高岡町乙	200名
7	居徳遺跡群	平成11年3月28日	土佐市高岡町乙	300名

平成10年度 埋蔵文化財センター職員研修一覧表

No	研修内容	開催日	講師	所属
1	絵画からみた弥生社会	平成10年12月10・11日	春成秀爾	国立歴史民俗博物館
2	埋蔵文化財調査のための地理環境分析	平成11年3月11・12日	高橋 学	立命館大学

平成10年度 発掘調査研修日程表

月日	項目	研修項目	
		午前(概論)	午後(実習)
4月13日(月)	文化財保護行政(文化財保護室)		測量実習1(森田)
4月14日(火)	調査の方法(廣田)		測量実習2(森田)
4月15日(水)	整理作業の方法(廣田)		歴史民俗資料館見学(出原)
4月16日(木)	旧石器時代概論(森田)		石器実測実習(森田)
4月17日(金)	縄文時代概論(前田)		縄文土器実測実習(前田)
4月20日(月)	弥生時代概論(出原)		弥生土器実測実習(出原)
4月21日(火)	古墳時代概論(廣田)		土師器・須恵器実測実習(廣田)
4月22日(水)	古代概論(廣田)		写真撮影実習(前田)
4月23日(木)	中・近世概論(松田)		貿易陶磁実測実習(松田)
4月24日(金)	報告書の作成と資料の活用(廣田)		周辺遺跡見学(松田)



市町村発掘調査研修



市町村研修参加者

平成10年度 会議参加一覧表

No	参加会議等	日時	参加者
1	第19回全国埋蔵文化財法人連絡協議会総会(京都市)	平成10年6月11・12日	古谷所長・出原調査第3班長
2	平成10年度全国埋蔵文化財法人連絡協議会研修会(茨城県)	平成10年10月8・9日	古谷所長・西川調査課長・松田調査第5係長
3	平成10年度全国埋蔵文化財法人連絡協議会中・四国・九州ブロック会議(鳥取県)	平成10年10月29・30日	西川調査課長・廣田調査第4班長・大原主幹
4	全国コンピューター等研究委員会「中・四国・九州ブロック地区委員会」(高知市)	平成10年9月3日	所長以下職員7名
5	平成10年度四国埋蔵文化財法人実務担当者会(伊野町)	平成10年9月17日	所長以下職員11名

## 5. 埋蔵文化財センター情報管理システム

### (1) はじめに

当埋蔵文化財センターが本県の埋蔵文化財調査・研究の中心的役割を担っていることを踏まえ、平成10年度郵政省寄附金付お年玉付郵便葉書・郵便切手に付加される寄付金配分を受け情報管理システム（公開用サーバ・検索用サーバ等備品の購入とデータベーステンプレートの作成）を導入した。これにより本県埋蔵文化財に関わる情報を効率よく管理・利用すると共に関係機関に提供し、埋蔵文化財の啓発並びに保護を図り、さらに研究の資料として活用し将来のための資産となるものと考えられる。

### (2) 情報管理システムの概要

埋蔵文化財に関わる情報を以下の10項目について分類して管理する。

- ①遺跡情報管理（本県で確認されている約3,000箇所の遺跡情報を管理する。遺跡台帳）
- ②発掘情報管理（本県で実施された今までの発掘調査の情報を管理する。）
- ③遺構情報管理（発掘調査の中で時代の指標となる遺構についての情報を管理する。遺構台帳）
- ④遺物情報管理（発掘調査の中で時代の指標となる遺物についての情報を管理する。遺物台帳）
- ⑤収蔵図書情報管理（埋蔵文化財センターに所蔵する全国の埋蔵文化財報告書の情報を管理する。）
- ⑥県内発掘調査情報管理（本県で発行された発掘調査報告書の詳細情報を管理する。遺跡抄録）
- ⑦収蔵品貸出情報管理（収蔵品を積極的に教育機関等に貸し出しすると共にそれを管理する。）
- ⑧新聞記事情報管理（埋蔵文化財に関する県内の新聞記事情報を管理する。）
- ⑨写真情報管理（埋蔵文化財センターで保管している写真の情報を管理する。）
- ⑩図面情報管理（埋蔵文化財センターで保管している図面の情報を管理する。）

### (3) 情報管理システムの運用と整備

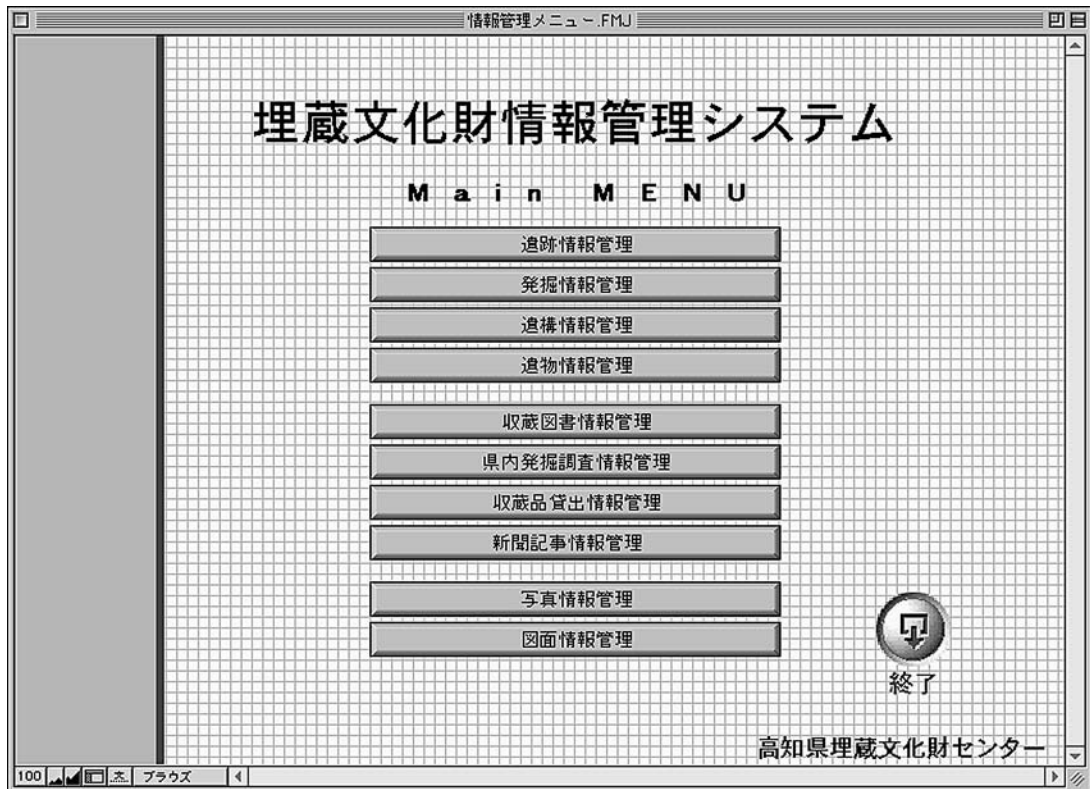
現在、遺跡情報管理（2,426件）、収蔵図書情報管理（17,538件）、県内発掘情報管理（30件）についてのデータベースができ上がっており、外部からもPPPかTCP/IP接続でアクセス（モデムまたはTA）が可能で、インターネットで標準化している検索表示ブラウザ（Netscape Navigator等）を介して情報を見ることができる。それ以外の情報管理については随時整備していく予定である。

また、今後はドメイン名を取得しインターネット上で情報を提供できるように整備していく計画である。

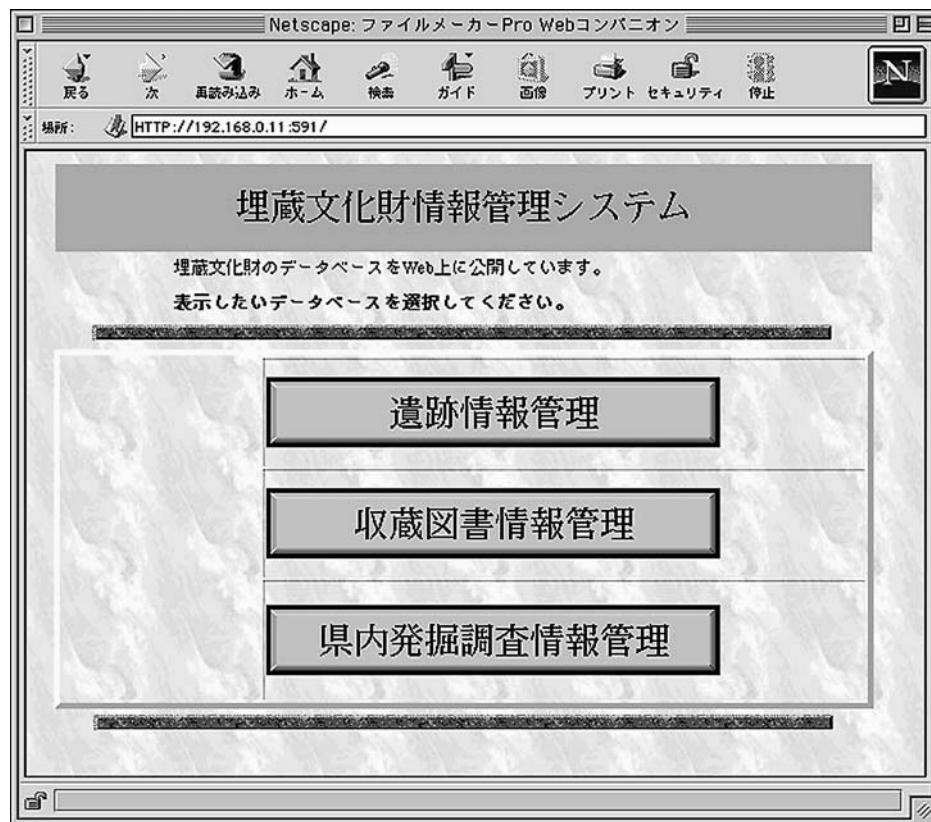


埋蔵文化財センター情報管理システム設置状況

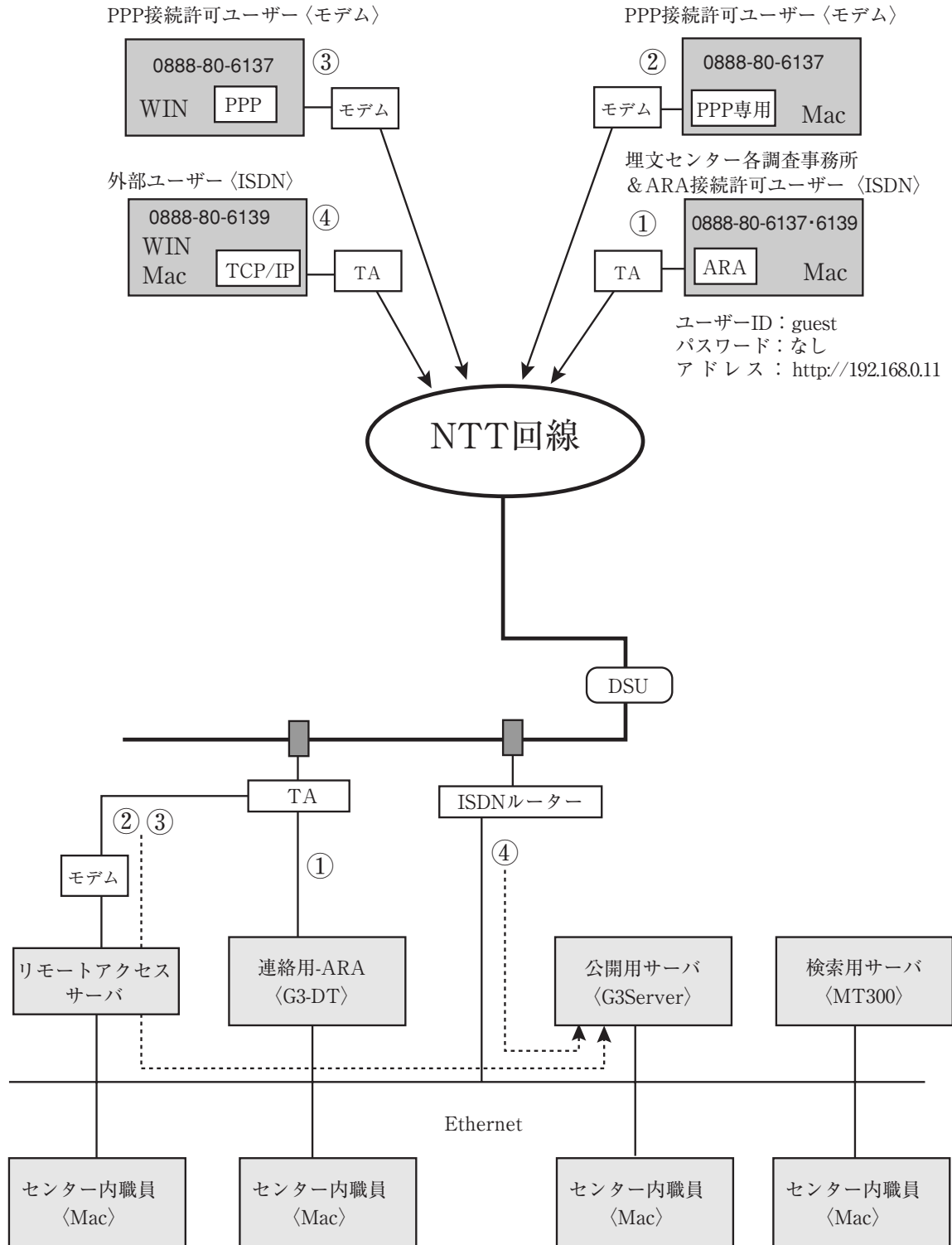
(4) 職員検索用情報管理システムメインメニュー



(5) 一般公開用情報管理システムメインメニュー



(6) 埋蔵文化財センターネットワーク概念図



## IV 各遺跡の発掘調査概要

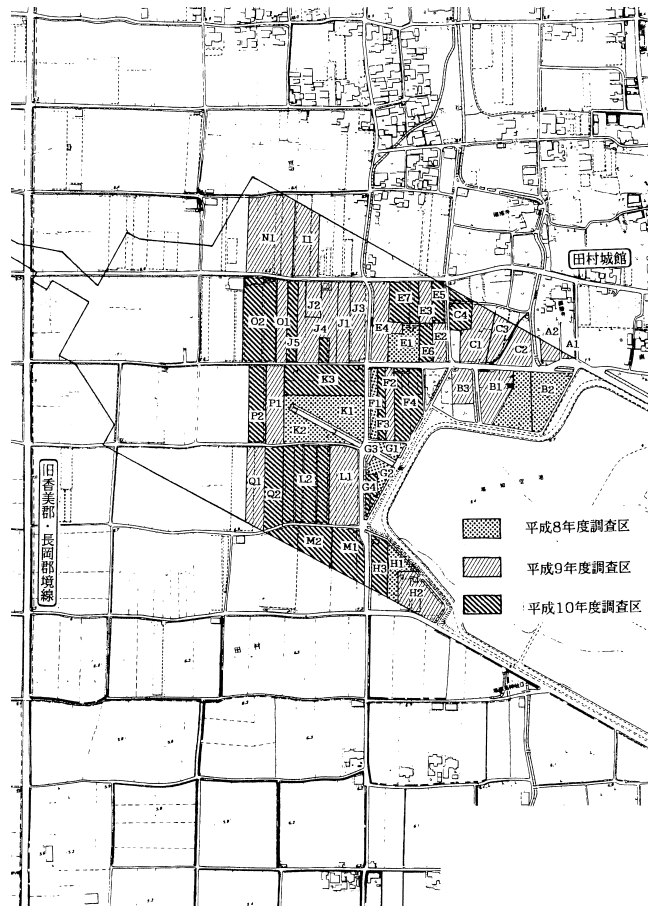
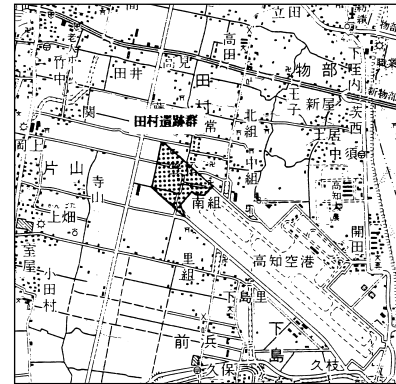
## 田村遺跡群 (98-1NT)

1. 所在地 南国市田村
2. 立地 物部川下流新規扇状地
3. 時代 縄文時代～近世
4. 調査期間 平成10年5月22日～11年3月4日
5. 調査面積 51,353m<sup>2</sup>
6. 担当者 森田尚宏, 前田光雄, 田坂京子, 坂本裕一, 泉 幸代, 吉成承三, 畠中宏一, 坂本憲昭, 三橋麻里, 小野由香, 小島恵子, 浜田恵子, 山田和吉, 久家隆芳, 筒井三菜

7. 調査内容 田村遺跡群の調査は、高知空港再拡張整備事業に伴い平成8年度から開始され、今年度はその3年目にあたる。調査は前期・後期に分けて行われ、前期にC4・C6・E5・E6・F3・F4・G4・H2・H3・J4-2・J5・K3・L2・M1・M2・P2区が調査され、後期にはE6・F4・L2・N2・O2・P3・Q2区の調査が行われた。調査開始からの総面積は151,699m<sup>2</sup>となり、調査予定面積の90%以上が終了したことにより、弥生時代を中心とする集落の全容に迫るとともに、縄文時代前期から中期の土器の出土、古代の建物群の検出などの調査成果が得られている。

縄文時代の遺物は前回調査が行われたシマイテン地区に隣接するH区とM区でまとまって出土した。特に注目されるのは、M区において縄文前期の羽島下層式土器と縄文中期の船元Ⅱ式に併行すると考えられる土器がまとまって出土したことである。いずれも自然流路に堆積した黄褐色シルトの包含層からである。この時期の土器は県下的にも出土数が少なく、田村遺跡群においてもまとまって出土した初めての例であり、縄文時代前期から中期の段階での集落がM区の周辺で営まれていたことが考えられる。また、昨年度調査されたH1区の東側、H2区ではピット・土坑・焼き火跡と思われる焼土などが検出されたが、残念ながら住居跡は検出されなかった。出土遺物では縄文時代後期の鐘崎式土器と考えられるものが多く見られた。また、石器は石錘が大半を占めており、この出土状態はH1区の遺構・遺物と同様の性格を持つ。西側のH3区は彦崎Ⅰ式土器の出土したシマイテン地区の東に隣接する場所であるが、H1区から続く縄文時代の包含層は西側に行くにしたがって薄くなり、土器もほとんど含まれておらず遺構も確認ができなかった。

弥生時代では今回の調査によって集落のほぼ全域が調査され、昨年度から引き続き調査を行った前期の環濠集落とその南西



調査区配置図

部を中心とする中期から後期の集落が広範囲に存在していることが判明した。

前期の環濠集落は、昨年度の調査により二重の環濠を持つことが確認され、今年度の調査により環濠内部を含めほぼ南半分の調査が終了した。内濠は昨年度C1・C2・E2区で南辺部約70mが検出されていたが、今年度はE5区で西辺部が検出された。E2区検出部から緩やかにカーブを描き北へ延びている。南辺部はほぼ直線に延び断面U字型を呈するがカーブから北にかけては断面V字型を呈している。幅約2m、深さ約1mを測り、内濠の総検出長は約120mとなった。外濠は、内濠から30mの間隔をおいてE2区で南辺部約18mが検出されていたが、今年度はE6区で西辺部が検出された。上部を流路によって削平されており、底部だけではあるが約40mを検出し、内濠と同様に緩やかにカーブを描き北へ延びている。環濠に囲まれる範囲は内濠で南北160m、東西100m、外濠も含めると南北220m、東西130mの範囲となる。環濠の内側からは200基を越える土坑が検出されているが竪穴住居は検出されなかった。内濠と外濠の間や周辺にも前期の土坑が検出され、外濠の外側であるF区では前期の松菊里タイプの竪穴住居が検出されたことから、前期環濠は集落全体を囲むものではなく、居住域は環濠の外にあり、環濠で囲まれる区画は貯蔵穴などの土坑が集中する集落の中での特別なエリアであったと考えられる。

弥生時代中期から後期の集落は、調査範囲全域に広がっており、特にE・F・J・K・L区を中心に検出され、特にE・F・K・L区は遺構の集中が見られた。今年度の調査で検出された竪穴住居は144棟におよび、平成8年度68棟、平成9年度の120棟に前回調査の60棟をくわえると、現在のところ392棟の竪穴住居跡が確認された。また、K・L区では掘立柱建物跡が集中して検出された。特に注目すべきはL2区で検出された30棟ほどの掘立柱建物群である。中でも東西に並行した2棟は1×2間、梁間3.2m×桁行5.4m、柱穴は幅約1.2m、長さ1.5m、深さ90cmを測る。柱痕から直径40cm以上の柱が推定され、今までに検出されていた掘立柱建物跡と比較すれば格段の規模の大きさとなる。また周辺の掘立柱建物跡も他の調査区に比べ規模の大きな建物が集中し、いずれも南側に流れる集落の境界となる流路に平行して建てられている。集落の南西端に位置するこれらの建物群は中期後半～末にかけての時期と考えられ、田村遺跡群の集落の中でも掘立柱建物群を中心とした特殊なエリアと考えられる。

古代ではF4区で整然とコの字状に配置された14棟の掘立柱建物群が検出された。柱穴は一辺90cmから1m前後を測る方形のプランであり梁間5m×桁行10mにおよぶ。多くの柱穴には大型の扁平な河原石が礎盤として使われている。建物群は北側正面に東西棟の建物が検出され、主殿に直行するように3×5間の南北棟の建物が左右対称に配置されている。また中央には前庭部が大



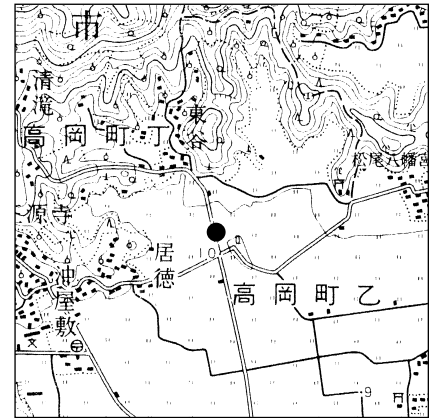
古代の掘立柱建物群

きくとられており非常に強い規格性の基に建てられた官衙風の建物配置となっている。いずれも建物の柱の並びは香長条里の方向(N-11°-E)に沿っており、真北から東に10°前後ずれる一定の方向が守られている。これらの建物群は柱穴の出土遺物から8世紀後半から9世紀前半と思われ、前回調査で検出された古代建物群と規模、配置ともに酷似しており同時期の二つの建物群は田村庄との関連も含めて検討が必要である。



## 居徳遺跡群 (98-8IT)

- 1.所在地 土佐市高岡町乙
- 2.立地 仁淀川右岸の沖積地
- 3.時代 縄文後期～古代
- 4.調査期間 平成10年6月8日～平成11年3月31日
- 5.調査面積 31,098m<sup>2</sup>
- 6.担当者 佐竹 寛, 大野佳代子, 藤方正治,  
曾我貴行, 下村 裕
- 7.調査内容 四国横断自動車道(伊野～須崎間)に伴う  
居徳遺跡群の発掘調査が昨年度に引き続き行われ、今年度



は1F・2A・3A・3B・4B・4C・4D・5Aの各調査区併せて平面積で16,410m<sup>2</sup>の調査が行われた。

今年度の調査では、縄文後期から古代までの遺物・遺構が確認された。高知県下最大の古墳時代中期の祭祀跡や縄文晩期の自然流路、弥生後期から古代にかけての自然流路や溝など大小約300基の遺構が確認され、遺物は破片点数で約45万点出土しているが、その中には特筆すべき遺物が含まれている。4C区から出土した木胎漆器と鍬、4D区から出土した土偶の頭部である。

4C区から出土した木胎漆器と鍬は、地表下約2.5mで検出された自然流路から出土している。この自然流路は、調査区の長軸に直行する形で北西方向から南東方向に流れていたと思われる、確認延長36m、肩幅7～9m、深さ1.2mで、断面は船底状を呈していた。この二つの遺物は同じ腐食物の多くふくまれた粘土の堆積層から出土している。木胎漆器は自然流路の検出面下約80cmから外面(紋様のある面)を上にして出土している。周囲の状況から考えて意図的に置かれたとは考えにくく、流れ込みによるものと思われる。この自然流路からは縄文晩期土器が出土しており、深鉢は刻目突帯をもつものが少量出土しているが、多くは刻目突帯の出現直前と思われる土器で占められている。浅鉢は黒色磨研に属するもので、形態的な特徴から刻目突帯文土器の出現直前か出現期に属するものと思われる、このことから木胎漆器は縄文晩期後半に位置づけられる。この木胎漆器の特徴は花卉状の紋様を主体に点紋などを配し、外面全体に描かれている紋様である。また、頂部の内面にも紋様が描かれているので、これは容器ではなく蓋ではなかったかと推測される。約半分が欠落

しているが、全体の形状を復元することは可能で、口径44cm前後、器高12cm、厚さは口縁部で約2cm、他の部分では1cmを測り、隅丸方形の平面形を呈している。外面は頂部・体部・口縁部で構成されており、口縁部のコーナー部には突起がつけられている。外面体部は縦方向の大きな匙面隆帯が口縁部



祭祀遺物出土状態

の突起に対応する形で付けられており、外面を大きく4分割していたと推測される。またそれぞれ4分割された面を横方向の小さな匙面隆帯が3分割している。この分割された面に花弁状の紋様を主体にそれぞれ違った紋様が緻密に描かれており、口縁部に3個、体部に1個の補修孔が認められ、そのうち口縁部の2個には補修紐が残存している。漆製品は東日本を中心にして多く出土



鋤出土状態

しているが、今回居徳遺跡群から出土した木胎漆器のように緻密な紋様は描かれておらず、このような紋様を持つ漆製品は国内では類似例はない。これは西日本における縄文晩期社会を考えるうえで大きな問題を投じるものである。

また、同じ自然流路の同一層から出土した2点の鋤も木胎漆器と同時期に位置付けられるものである。2点の鋤とも身は紡錘形をなし、鋤1は全長27cm、幅12cm以上、最大厚3.2cmを測り、中軸線のほぼ中央に径3.4cmの柄挿入孔が設けられている。原材はカシ材で、板目状の片材を利用しており、断面は船型になっている。器面の調整は剥片石器によって施されている。鋤2は全長30.4cm、幅11.6cm、最大厚4.8cmである。中軸線から偏った位置に径3.6cmの柄挿入孔を設けている。柄孔を境に、下部は大きくU字型に抉られ刃部を形成し、上部は平らな面を保っている。刃部は使用による摩耗が顕著である。原材はカシ材で、鋤1と同様の木取りをしている。刻目突帯文土器単純期の縄文晩期末では、北部九州の葉畑遺跡や雀居遺跡、橋本一丁田遺跡や、高松平野の林・坊城遺跡でこの時期の鋤が出土しているが、今回居徳遺跡群から出土した鋤は木胎漆器と同じく、刻目突帯文土器の出現期かその直前に位置付けられるもので、現段階において最古の例である。

また、4D区からは縄文晩期の生活に伴って発生した廃棄物を捨て、形成された堆積層が確認された。この堆積は当時の集落からすぐ近くの谷に向かって廃棄物を捨てたことによって形成されたと考えられる。しかし、当時の集落は後世に削平されたと考えられ、この堆積層から土偶の頭部が出土した。この土偶は全長18cm、幅18cm、厚さ6cmで、篋状の工具で目と口を描いており、鼻は高く盛り上げていたと考えられる。これほどの大きさのものは、高知県内はもとより、四国島内でも出土例はない。

2年にわたる居徳遺跡群の調査では、縄文後期から古代にかけての遺構・遺物が出土したが、前述した縄文晩期の木胎漆器や鋤などこれまでの定説を覆すものも出土した。今年度の調査をもって、2年にわたる居徳遺跡群の調査は終了したが、今後3年にわたる整理作業による新たな成果にも期待が寄せられる。

## 天神遺跡 (98-5TT)

- 1.所在地 土佐市高岡町天神
- 2.立地 扇状地性低地
- 3.時代 縄文時代～近代
- 4.調査期間 平成10年5月11日～11月13日
- 5.調査面積 8,108m<sup>2</sup>
- 6.担当者 廣田佳久, 名木 郁, 伊藤 強, 田中涼子
- 7.調査内容 天神遺跡は平成7年度の土佐市バイパス建設工事に伴う試掘確認調査で明らかになった遺跡である。今回の調査は平成8年・9年に続く、3回目の調査になる。



これまでの調査では弥生時代後期から近代に至る様々な遺構、遺物を確認している。平成8年度の調査では、13～14世紀の屋敷跡を確認しており、瓦器、東播系須恵器、備前焼、常滑焼、貿易陶磁器などの県外や国外からの搬入品が多く出土している。また、平成9年度の調査では、弥生時代の祭祀関連遺構や土佐市で初めてとなる竪穴住居跡を確認することができた。

今回の調査は平成9年度の調査の南側に当り、ほぼ同時代の遺構、遺物が確認された。遺跡の主体となる時期は13～14世紀であるが、古代の掘立柱建物跡はこれまでの調査で確認されなかっただけに大きな成果であったといえる。

今回の調査で天神遺跡で初めて縄文土器を確認した。調査区が狭く、調査面積が限られていたため、遺物も少なく、遺構を確認することはできなかった。しかし近接する遺跡では遺構を確認しているので、周辺に集落があった可能性は高い。

弥生時代の遺構、遺物は調査区のほぼ全域で認められ、特に三島神社の鎮座する小丘陵の裾部で多量の遺物が出土した。裾部では弥生時代前期の遺物包含層を確認しており、ピットも検出している。大半は削平されたとみられるが、周辺に集落が存在した可能性は高く、立地などから集落の中心は三島神社の南側になると考えられる。最も遺構、遺物が多かったのは後期後半で、尾根の裾部を囲む形で多量の遺物が堆積していた。中には祭祀跡とみられる集石を伴った部分や、底面に5個の河原石を放射状に配置した不整円形の土坑などがみられた。祭祀遺構は三島神社の鎮座する小丘陵の裾部で多く確認しており、この小丘陵が祭祀の対象であった可能性も考えられる。平成9年度の調査ではこの北側で同時期の竪穴住居跡を確認しており、集落の一部で祭祀を行っていたとみられる。

古代の遺構、遺物は三島神社の北部、西部で認められた。一部遺物包含層が削平されていたものの、比較的多くの遺構を検出することができた。中でも古代の掘立柱建物跡や平成9年度の調査で確認した幅約3mの大溝の続きを確認できたことは大きな成果であっ



調査区完掘状態

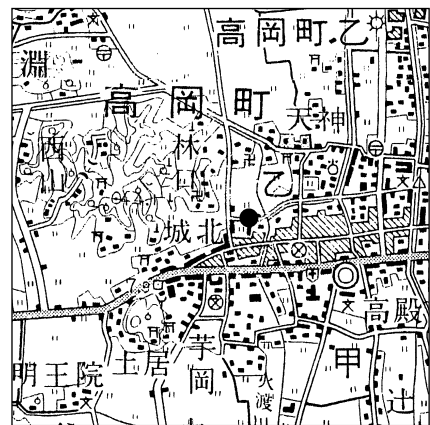
た。今回の調査で、この大溝の全長は約40mを測り、更に調査区外に延びるものとみられる。この溝跡の西側では、多くの遺構を検出している。中でも東西に走る全長約30mの溝跡は大溝に直行しており、また、掘立柱建物跡と長軸方向がほぼ一致している。更に注目されることは、この溝跡の北側では古代の遺構がほとんど検出されなかったが、南側は掘立柱建物跡など多くの遺構が検出された。溝跡や掘立柱建物跡の配置には規格性があると言え、官衙関連施設の可能性も考えられる。また、大溝の東側には約25条の東西に走る幅約50cmの溝跡が等間隔で平行に走っている。これらの溝跡は畝間の痕跡とみられ、畝状遺構とみられる。また、溝跡の配置より二時期にわたってつくられたものと言え、西端は大溝に切られていることから、少なくとも古代で三時期の遺構が存在したと考えられる。

中世の遺構は調査区の全域でみられ、掘立柱建物跡、柵列、溝跡、土坑、畝状遺構など多くの遺構を検出した。これまでの調査でこの付近は非常に起伏に飛んでいることがわかってきている。微高地上では掘立柱建物跡や柵列、土坑、畝状遺構などを検出しており、集落や畠であったとみられ、低湿地部分では溝跡を検出しており、水田の可能性が高く、地形を活かして土地を利用していたことが窺える。また、畝状遺構は古代、中世、近世の3面検出していることや、屋敷の区画溝とみられる溝跡は古代の溝跡と重なっているものもあり、土地区画が踏襲されているとみられ、土地区画の成立を考える上で貴重な資料となった。

近世の遺構としては、井戸跡、土坑、畝状遺構などを検出している。井戸跡は方形木組井戸と呼ばれるもので、低湿地部分で検出された。井桁は消失しているが、井側部分のみ残存しており、隅に柱を設けて横棧を組み縦板を並べた隅柱横棧型と考えられる。遺物より近世初期には埋没したとみられ、低湿地が埋没したのもその時期以降と考えられる。

## 林口遺跡 (98-6TH)

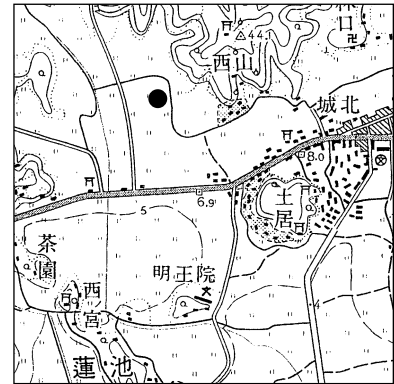
- 1.所在地 土佐市高岡町林口
- 2.立地 沖積平野
- 3.時代 縄文時代・弥生時代・中世
- 4.調査期間 平成10年11月16日～12月4日
- 5.調査面積 904m<sup>2</sup>
- 6.担当者 廣田佳久, 名木 郁, 田中涼子
- 7.調査内容 平成8年度に行った調査では、12～16世紀にかけての多数の遺構が確認されており、中でも堀で囲まれた屋敷跡は注目される。今回の調査は、平成8年度の調査区の南側に当り、削平、攪乱を受けており遺物、遺構は



少なかつたものの、中世の溝跡などを検出した。また、今回の調査で初めて縄文時代の遺構を確認できたことは大きな成果であった。縄文時代の遺構はピットや土坑を検出している。土坑は隅丸方形を呈するとみられ、一辺1.3mを測る。客土直下で検出されており、後世の削平を受けているとみられるが、深さは約10cmで、その中より炭化物と共に縄文時代後期の遺物が出土しており、遺構もその時期のものと考えられる。

## 北高田遺跡 (98-13KT)

- 1.所在地 土佐市高岡町乙 北高田ほか
- 2.立地 波介川沿いの沖積地
- 3.時代 縄文晩期・弥生中期
- 4.調査期間 平成10年9月28日～平成11年3月31日
- 5.調査面積 5,400m<sup>2</sup>
- 6.担当者 出原恵三, 池澤俊幸, 久家隆芳
- 7.調査内容 四国横断自動車道(伊野～須崎間)建設に伴う発掘調査である。本県中央部の高知平野における発掘調査は、



これまで東部の物部川下流域周辺で多く行われてきたが、近年の道路整備に伴い、西部の仁淀川下流域である高岡平野でも発掘調査が進んでいる。本遺跡では、発掘調査の結果、埋没した丘陵裾部や低湿地・微高地が確認され、埋没丘陵の斜面部では縄文時代晩期の遺物包含層、微高地では弥生時代中期後半の集落跡がそれぞれ検出された。なお、各時代の存続期間は比較的短期間である可能性が高い。

まず縄文時代晩期の包含層は、調査区東端部の丘陵の埋没部の南斜面に沿うように堆積していた。おそらく居住域は旧丘陵上にあったものであろう。出土遺物には深鉢、浅鉢、石斧、獣骨があり、少量ながら赤色塗彩された土器片も出土している。包含層には炭化物を多く含んでいることも特徴である。出土土器を概観すると、縄文晩期の中でも刻目突帯が出現する直前の短期間の土器型式で占められているとみられ、本県における当該期の空白を埋める貴重な資料となろう。周辺の晩期の遺跡としては、木胎漆器や鍬、土偶などの出土で注目を集めている居徳遺跡群や倉岡遺跡があり、本遺跡との関係解明が待たれる。

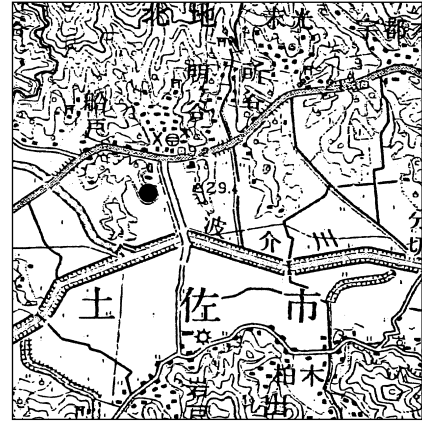
次に弥生時代中期後半では、掘立柱建物・竪穴住居・柵列・溝状土坑・土坑・多数のピットからなる集落址が検出された。高岡平野では当該期の纏まった集落の調査例がなく、出土した遺物群も、その空白を埋める良好な資料となる。遺構では、10数棟が復元できる掘立柱建物及び多数のピットに対して、竪穴住居は調査区の端で1棟が検出されているに留まっており、前者を中心とする遺構が少なくとも一定の面積に展開している。これは本県で調査された他の弥生集落址との比較において際立った特徴である。掘立柱建物と溝状土坑の配置からは互いの関連も窺えるが、物部川流域の下ノ坪遺跡や田村遺跡群でも竪穴住居に伴う同様な例が近年明らかになりつつある。次に土坑等から出土している土器群についてみると、櫛描文・浮文・列点文の多用が指摘できる。当該期の田村遺跡群等、物部川水系では、凹線文の盛行がみられるのであり、同じ南四国中央部であっても、仁淀川水系ではそれとは異なった土器分布圏にあったことを示している。



調査 I A区完掘状態

## 北地アリノ木遺跡（北原遺跡）（98-4TK）

- 1.所在地 土佐市北原北地
- 2.立地 尾根の先端の丘陵上
- 3.時代 弥生時代～近世
- 4.調査期間 平成10年5月18日～9月16日
- 5.調査面積 1,000m<sup>2</sup>
- 6.担当者 江戸秀輝
- 7.調査内容 今回の調査は四国横断自動車道（伊野～須崎間）建設に伴うものである。平成9年度の試掘確認調査の結果、約1,000m<sup>2</sup>の範囲にピットを主とした遺構の集中が見られ、本調査を実施することとなった。なお、当初この遺跡は「北原遺跡」という名称にしていたが、後の地元等の意向により遺跡名を「北地アリノ木遺跡」に変更した。



北地アリノ木遺跡の調査区は尾根の先端部の南側斜面に所在し、頂上付近から尾根の麓に沿うように存在する池及び低湿地に落ち込むような形である。調査区を大きく区分すると、まず、中央部で地山の岩盤を境界とし、西と東に分けることができる。さらに西側調査区は上下で2段に、東側調査区は上中下の3段に分けることができる。

検出された遺構は溝状遺構、土坑、ピット等である。東側調査区で検出した溝状遺構は上段から下段まで続いており幅が約2mあり、急な角度で隣接する池に入り込む形をとっている。土坑については、近世以降の果樹栽培によるものである可能性が大きい。残るピットであるが、これがこの遺跡の中心的遺構となる。ピットの数合計で約500個検出された。西側では上段から下段への斜面に存在し、東側では各段のテラス状の平地を中心に存在し、しっかりした柱穴と思われるピットも多く存在した。

ピット全体を見て考えると、柱穴と位置付けるものと杭跡とするものとが混在しているといえる。検出時には住居跡の可能性もあるのではと考えた部分も数箇所存在した。各遺構の時代等は今後整理作業の中で検証していく。

遺物は、少量で、近世の陶磁器片を中心に、後は古代であろう土師器の杯や、弥生土器の可能性が考えられる土器片等が出土している。

今回の調査結果、及び周辺の遺跡の状況から推測しても、北地アリノ木遺跡を含めこの周辺には、少なくとも古代～近世には、何らかの生活と関わりのあるものがあつたのであろうが、その中でも遺物の多くは後世の耕作の掘削により直下の池及び低湿地化している谷部分へ落ち込んだものと考えられる。



遺構完掘状態

## 西鴨地遺跡 (98-7TN)

- 1.所在地 土佐市西鴨地
- 2.立地 小丘陵にはさまれた小河川沿いの水田
- 3.時代 弥生時代・奈良時代～平安時代
- 4.調査期間 平成10年6月15日～9月4日
- 5.調査面積 2,000m<sup>2</sup>
- 6.担当者 松村信博
- 7.調査内容 西鴨地遺跡は高知平野の西端に位置し、波介川の上流に流れ込む小河川に接する。本調査は四国横断自動車道（伊野～須崎間）建設に伴うもので、遺跡の存在は平成8年度の試掘確認調査により明らかになったものである。



調査の結果、弥生時代前期中葉・中期後半・後期末、奈良時代・平安時代の各時期の遺物が出土した。これらの出土遺物の中で中心となるのは9～10世紀を中心とする古代の遺物であり、その大半は水路として利用されていたと考えられる自然流路から出土している。

今回の調査地点からは建物跡などの存在を裏づける遺構は検出されていないが、水路の岸辺からは杭列・石列等、護岸がなされたことを示す痕跡が確認されている。古代の出土遺物は、緑釉陶器・灰釉陶器・黒色土器等の搬入食器類、一定量の製塩土器、斎串・人形等の木製祭祀具、各種曲げ物類、鉈尾・丸柄等の帯金具とバラエティーに富んでいる。同時期の在地産の供膳具・煮炊具もまとめて出土しており、発掘資料の蓄積により古代の土器様相の明らかになりつつある高知平野東半に比べ、調査例の少ない高知平野西半の9～10世紀前後の土器様相を知る端緒となる資料である。

多くの搬入品や製塩土器、官的祭祀関連遺物である木製祭祀具、そして帯金具は、当遺跡の近くに官衙に関連する何らかの施設が営まれていたことを示唆する。施設の性格は特定できないが、遺跡周辺が水路では波介川に、陸路においても近世以降の中村街道に近接する交通の要衝であることから、物資の集積あるいは交通を司る施設であった可能性も考えられる。

古代の遺物以外の出土量は少なく、まとまった資料は得られなかった。その中で弥生前期中葉の遠賀川式土器（西見当Ⅱ式）が検出された点は注目される。



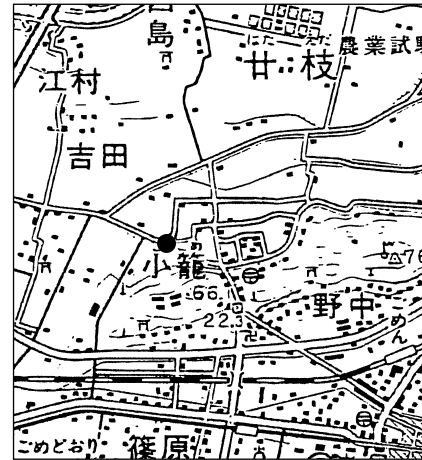
出土遺物（木製祭祀具）



西鴨地遺跡遠景

## 小籠北遺跡 (98-11RNK)

1. 所在地 南国市小籠字三ノ堀・字佐波為
2. 立地 扇状台地
3. 時代 中世～近代
4. 調査期間 平成10年6月8日～9月11日
5. 調査面積 3,981m<sup>2</sup>
6. 担当者 山本哲也, 小嶋博満, 武吉眞裕
7. 調査内容 小籠北遺跡は国道195号線改良工事(あけぼの道路・南国市岡豊町中島～土佐山田町中組間・6.7km)に伴う発掘調査である。平成9年度に実施した試掘確認調査で明らかになった遺跡である。小籠北遺跡の調査は, 調査区をⅠ区～Ⅴ区に分けて調査を行った。



今回の調査で確認された主要遺構は, 近世に形成されたと思われる畝状遺構と水路跡, 小ピットで, その他の遺構として倒木痕跡とみられる不整形土坑が確認されている。調査地は, 長岡台地(古期扇状地, 更新世の河成段丘)の西縁端に位置するが, 小籠遺跡と比べると丘陵部に近接しており, この場所では集落跡の存在がうかがわれる遺構等は確認されなかった。

出土遺物としては, 縄文時代の石鏃1点・弥生土器片・布目痕をもつ土師器片・須恵器片・青磁・白磁・近世陶磁器類である。出土遺物は合計すると154点で遺物の量としては非常に少量である。石器を除く153点の土器片のうち115点が近世以降の遺物で, 細片が多く図示できる出土遺物の点数は少なかった。なお, 出土遺物のなかで縄文晩期に属するとみられる凹基式石鏃は, これまで香長平野での出土例は少なく留意されるが, 縄文・弥生・古代～中世の出土遺物に関連する明確な遺構・遺物包含層等は調査区内では検出されなかった。縄文～古代の遺物については, 調査区外の遺跡(地理的には北東部の土島田遺跡等)から分離堆積したことも推測される。

近世の遺構に関しては, 小籠遺跡の調査で検出されている溝状遺構(Ⅳ区)・畝状遺構(Ⅴ区)に類似した条溝群と水路等が検出されている。溝跡は, 畑の畝跡として捉えられるが, 現在の地割に即するものではなく, Ⅰ・Ⅱ区の畝状遺構の検出例のようにむしろ現県道である近世の主要街道に沿って形成されていることが観察される。耕作者や耕作時間も明らかな現代の南北方向ユリ畑跡(Ⅳ区)が東側の南北道路に沿って耕作されていた事例からすれば, 先の畝状遺構の走行方位もある程度耕作時の土地区割りに準じたものであったとみなされる。

今回の調査地では, 屋敷跡・墓地・近世街道に関連する諸施設は検出されず, どちらかといえば近世小籠村の周縁部である耕作地を検出したことになる。



調査区完掘状態



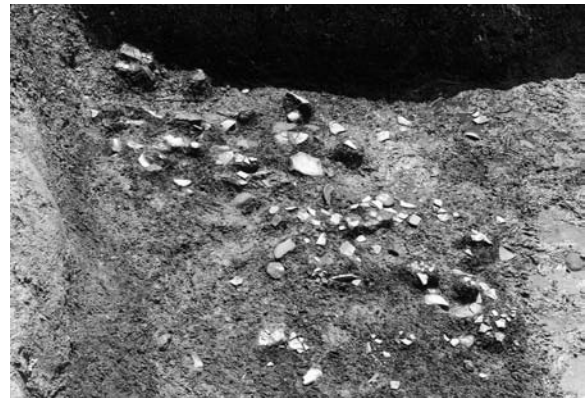
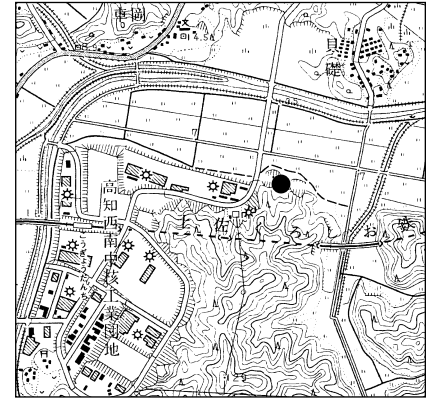
## 神ヶ谷窯跡 (98-2SK)

- 1.所在地 宿毛市平田
- 2.立地 丘陵斜面
- 3.時代 弥生時代・古代
- 4.調査期間 平成10年4月20日～8月14日
- 5.調査面積 1,100m<sup>2</sup>
- 6.調査担当 久家隆芳
- 7.調査内容 神ヶ谷窯跡は高規格中村宿毛道路の建設工事中、工事現場で焼け歪んだ須恵器片が採取されたことがきっかけで新たに発見された窯跡である。工事により焚口付近が削平を受けてはいたものの、床面および側壁は比較的よく残存していた。窯跡は西に入る谷筋の南斜面に築かれており、斜面は斜度30度前後と急斜面である。水平長約4.7m、幅約0.9m、深さ約0.4m残存していた。灰原は窯体の下方に窯体の長軸方向に約2.2m、直行方向に約6.3m残存していた。窯の焚口部分は「ハ」の字状にひろがる。窯体は蛇行しながら煙出しまでのびる。焚口付近は酸化面がひろがる。

出土遺物は杯・杯蓋・皿・壺の小型の供膳形態が中心である。杯は高台付きの杯・高台無しの杯が出土しており、それぞれ口径16cmのものと口径12cmのものがある。壺を除く他の器種についても法量により2から3分類できそうである。また、高台付き杯の底部外面には「爪状圧痕」がみられる場合がほとんどである。

窯跡の上方から弥生時代の遺物・遺構を確認した。遺物は弥生時代前期～後期と近世以降の遺物が出土した。弥生時代前期では遠賀川系土器と縄文時代晩期系の土器が出土している。

石器では打製の穂摘み具が出土した。検出遺構は土坑が1基と溝状の遺構が1条である。土坑の一部は削平を受けているが、長軸約3.5m、短軸約1.2mの平面楕円形である。壁の一部が被熱しており、埋土には炭が少量混じる。この土坑の性格については不明である。



灰原遺物出土状態

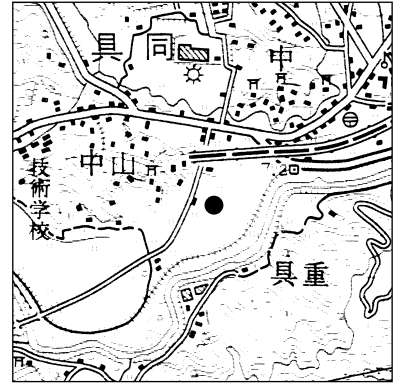


窯跡完掘状態

石器では打製の穂摘み具が出土した。検出遺構は土坑が1基と溝状の遺構が1条である。土坑の一部は削平を受けているが、長軸約3.5m、短軸約1.2mの平面楕円形である。壁の一部が被熱しており、埋土には炭が少量混じる。この土坑の性格については不明である。

## 具同中山遺跡群 (98-3GN)

- 1.所在地 中村市具同
- 2.立地 中筋川左岸の沖積地
- 3.時代 縄文～近世
- 4.調査期間 平成10年10月1日～平成11年3月31日
- 5.調査面積 2,838m<sup>2</sup>
- 6.担当者 小野由香, 松田知彦
- 7.調査内容 具同中山遺跡群は四万十川支流の中筋川左岸に所在する, 縄文時代から近世にかけての大規模な複合遺跡群である。



具同中山遺跡群は四万十川支流の中筋川左岸に所在する, 縄文時代から近世にかけての大規模な複合遺跡群である。今回の調査は県道中村下ノ加江線の整備事業に伴うもので, 具同中山遺跡群の北西部分の調査を行った。昭和61年度から行われた発掘調査の成果及び平成9年度の試掘確認調査の結果を併せ, 当調査区からも祭祀に伴う遺構・遺物が検出されることが予測できた。

調査は具同駅寄りの東半部を1区, 西半部を2区に分け行った。両調査区共に遺物は上層で須恵器を伴う古墳時代の遺物が若干出土した以外は, 弥生時代後期から古墳時代初頭にかけての遺物が9割以上を占めた。

1区の調査ではこれらの遺物には掘り込み状の遺構は伴わず, 直径約3cmの棒状の木を差し込んだとみられる小ピットが, 1個確認されたのみである。ただし出土遺物と共に炭化物・焼土の集中を検出しており, これらの土器, 炭化物は遺構に付随すると考えられる。また出土遺物に手捏ね土器, 小円礫, 破碎土器など祭祀色の強いものがみられることから, 祭祀遺構として捉えることが可能だろう。

2区は東の微高地から西の低地部への落ち込み部とみられ, 遺物の出土状態も調査区の東西で全く異なった様相を呈している。調査区東部では1区に引き続き, 土器, 石製品, 木製品, 炭化物が出土した。

しかし調査区中央部で検出されたSX1より西側では, 一転して土器の出土をほとんどみない。若干検出された土器もまとまりがなく細片である。このSX1, 2とした鉄分を多く含む帯状の堆積は, 調査区の南端部で直交して検出された。遺構の可能性も考えられることから, トレンチを設定し土層確認を行った。その結果, 水田跡の可能性のある土層の堆積が認められた。またSX1, 2の際からは板状の木製品, 杭などが出土しており, SXの検出方向に沿っていることから, SXに伴って何らかの用途を成したものと考えられる。

2区の西半部が果たして水田域であったのかどうかは, プラントオパール分析結果を待ちたい。しかし今回の調査によって水田の可能性のある遺構が確認されたことは, 具同中山遺跡群の生産域の検討のみにとどまらず, 祭祀形態を解明する上でも大きな成果であったと言える。



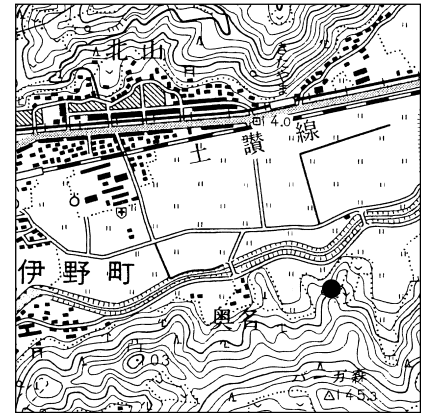
調査区遠景 (香山寺より)



SX2西 木製品出土状態

## バーガ森北斜面遺跡

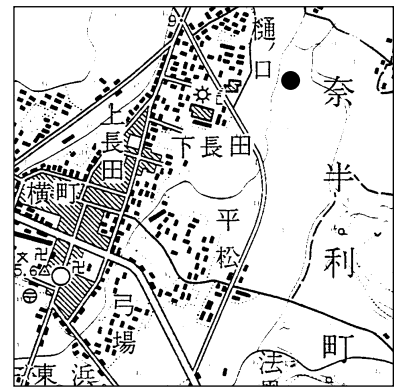
- 1.所在地 吾川郡伊野町字バーガ森
- 2.立地 標高60～80mの丘陵北斜面
- 3.時代 弥生時代
- 4.調査期間 平成10年11月13日～12月15日
- 5.調査面積 115m<sup>2</sup>
- 6.担当 伊藤 強, 福井清子
- 7.調査内容 本遺跡は吾川郡伊野町に所在する, 弥生時代中期後半の高地性集落遺跡として, 県内でも著名である。平成9年度には, 伊野町南地区基幹農道整備事業に伴う発掘調査が行なわれ, 多くの弥生土器, 石製品等と共に, 竪穴住居址2棟を検出した。今次調査も同事業に伴い, 影響を受ける部分についての試掘確認調査として実施した。2×2mのトレンチ26ヶ所を調査した結果, ピット, 土坑, 性格不明遺構などを検出した。遺物は石鏃, 石包丁, 弥生中期後半の土器等, 約500点が出土しており, 平成11年度の本発掘が待たれる。



バーガ森北斜面遺跡遠景

## コゴロク廃寺跡

- 1.所在地 安芸郡奈半利町中里・百石・コゴロク・平松
- 2.立地 奈半利川河口の沖積地
- 3.時代 古代～中世
- 4.調査期間 平成10年12月14日～平成11年2月18日
- 5.調査面積 625m<sup>2</sup>
- 6.担当者 廣田佳久, 名木 郁
- 7.調査内容 今回の調査は, 奈半利町本村部圃場整備事業に伴う試掘確認調査である。2m×2mの試掘坑を基本に, コゴロク廃寺跡では寺の範囲の確認を目的として3m×20mの試掘坑を設定した。調査の結果, 63箇所のうち59箇所の試掘坑から遺構・遺物を確認した。中でもコゴロク廃寺跡では, 寺を区画したと考えられる堀跡(幅4～6m深さ0.8～1.0m, 推定東西幅約84m, 南北幅150m以上)の一部が検出され, 堀の内側からは, 八葉単弁蓮華文軒丸瓦を含む古瓦の集中が見られた。今後の調査によっては, 安芸郡寺とみられるコゴロク廃寺跡の伽藍配置が判明する可能性も考えられる。新たに命名された「中里遺跡」・「普光院遺跡」とコゴロク廃寺跡の3遺跡は, 平成11年度から発掘調査を行う予定である。



堀跡検出状態

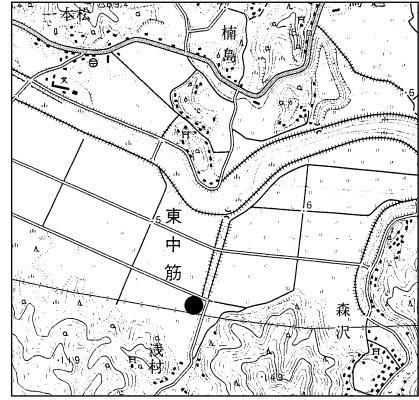
## 浅村遺跡 (98-15NA)

1. 所在地 中村市森沢
2. 立地 中筋川右岸の自然堤防
3. 時代 弥生時代後期
4. 調査期間 平成10年7月22日～9月7日
5. 調査面積 780m<sup>2</sup>
6. 調査担当 久家隆芳
7. 調査内容 浅村遺跡の調査は高規格道路中村宿毛線建設に伴うものである。調査の結果、弥生時代後期終末期の祭祀跡であることが判明した。焼土跡を4箇所検出した。平成9年度に行われた試掘確認調査で検出された焼土群とあわせるとそれらは平面形楕円形を描くように点在する。

出土遺物は非常に少なく、大半は弥生土器の甕が占める。それらは煤が付着したものや2次焼成を受けたものが多くみられる。焼土群の分布と出土遺物の分布はほぼ一致する。

出土遺物は非常に少なく、大半は弥生土器の甕が占める。それらは煤が付着したものや2次焼成を受けたものが多くみられる。焼土群の分布と出土遺物の分布はほぼ一致する。

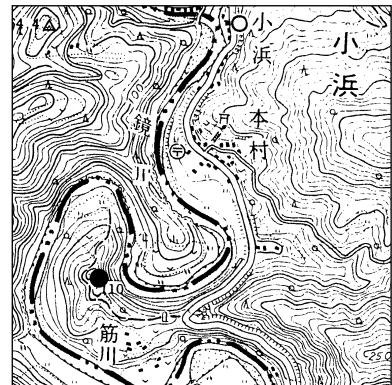
立地・遺物の出土状況等から何らかの祭祀行為が行われたと考えられる。中筋川を約4km下った地点にひろがる具同中山遺跡群と関連付けて検討しなければならない。



土師器出土状態

## 小浜城跡

1. 所在地 土佐郡鏡村小浜城ノ平
2. 立地 尾根上
3. 時代 中世
4. 調査期間 平成11年1月11日～2月9日
5. 調査面積 470m<sup>2</sup>
6. 担当者 弘瀬友也, 今城忠徳, 池澤俊幸
7. 調査内容 今回の調査は、国体ソフトボール球場建設に伴う埋蔵文化財の試掘確認調査である。4×2mを基本とする試掘坑を39箇所設定して、遺構・遺物の確認を試みた。調査の結果、三の段下及び北端の尾根鞍部に各一条の堀切、二の段下の西側斜面に一条の堅堀を確認した。また、3基の試掘坑より、土師質土器等が出土した。



堀切検出状態

## V 条例・規則・規程等

### 1. 高知県条例・規則

#### (1) 高知県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例

(平成3年3月20日条例第3号)

高知県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

高知県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例

(設置)

**第1条** 埋蔵文化財を発掘し、保存し、及び公開することにより、埋蔵文化財に対する知識を深め、もって県民文化の振興に寄与するため、高知県立埋蔵文化財センター(以下「センター」という。)を南国市に設置する。

(管理の委託)

**第2条** 教育委員会は、センターの管理に関する業務を財団法人高知県文化財団に委託することができる。

(委任)

**第3条** この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附則

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

## (2) 高知県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例施行規則

(平成3年3月26日教育委員会規則第5号)

高知県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

高知県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例施行規則

### (趣旨)

**第1条** この規則は、高知県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例(平成3年高知県条例第3号)第3条の規定に基づき、高知県立埋蔵文化財センター(以下「センター」という。)の管理について、必要な事項を定めるものとする。

### (センターの利用)

**第2条** センターを利用しようとする者(第4条において「利用者」という。)は、センターに保存されている埋蔵文化財及び保管されている埋蔵文化財に関する資料(第4条において「埋蔵文化財等」という。)の観覧、閲覧、撮影又は模写等を行うことができる。

### (利用時間)

**第3条** センターの利用時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、特に必要と認めるときは、同項の利用時間を変更することができる。

### (遵守事項)

**第4条** 利用者は次に掲げる事項を守らなければならない。

- 1 センターの施設、設備若しくは埋蔵文化財等を損傷し、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- 2 他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 3 前2号に掲げる者のほか、センターの管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

### (休所日)

**第5条** センターの休所日は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。

- 1 日曜日及び土曜日
- 2 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- 3 1月2日から1月4日まで及び12月28日から12月31日まで

### (委任)

**第6条** この規則に定めるもののほか、センターの管理及び運営に必要な事項は、教育長が別に定める。

### 附則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

### 附則

この規則は、平成4年7月18日から施行する。

## 2. 財団法人高知県文化財団規程

### (1) 財団法人高知県文化財団組織規程

#### 第1章 総則

##### (趣旨)

第1条 この規程は、財団法人高知県文化財団(以下「財団」という。)の組織に関し必要な事項を定め、財団事務の適切かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

##### (組織)

第2条 財団に事務局を置く。

2 事務局に、右の表に掲げる機関を置き、その内部組織として課を置く。

3 理事長は、必要があると認めるときは、課に班または係を置くことができる。

機 関	課 名
総 務 部	総 務 課
	企 画 課
美 術 館	事 業 課
	学 芸 課
歴 史 民 俗 資 料 館	事 業 課
	学 芸 課
埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー	総 務 課
	調 査 課
坂 本 龍 馬 記 念 館	
県 民 文 化 ホ ー ル	総 務 課
	業 務 課
文 学 館	事 業 課
	学 芸 課

#### 第2章 職制

##### (職員)

第3条 事務局には、次の職員を置く。

(1) 事務職員 上司の命を受け事務をつかさどる。

(2) 嘱託員 上司の命を受け特定の事務に従事する。ただし、次条第1項に掲げる職を命ぜられたときは、同項の規定による。

2 特に理事長が必要と認めるときは、臨時的任用職員及び非常勤職員を置くことができる。

3 前項の臨時的任用職員および非常勤職員の任用の取扱いについては、別に理事長が定めるもののほか、高知県の取扱いの例による。

##### (等級・職と職務)

第4条 事務局に、次の表に掲げる等級・職をおき、当該職を命ぜられた者は、それぞれ上司の命を受けて、同表の職務の覧に掲げる職務に従事する。

#### 第3章 事務分掌

##### (総務部の事務分掌)

第5条 総務部の分掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 理事会に関すること。
- (2) 寄付行為その他規定の制定及び改廃に関すること。
- (3) 財団の事業計画及び事業報告に関すること。
- (4) 財団の事業の総合調整に関すること。
- (5) 財団の予算及び決算に関すること。
- (6) 文書及び公印に関すること。
- (7) 職員の人事、服務、給与及び福利厚生に関すること。

等級	職	職 務
1	参 与	特に高度な芸術文化に関する専門事項について総括的に指導助言する。
	部 長	部の事務を掌握し、所属職員を指揮監督する。
	館（所）長	館（所）の事務を掌握し、所属職員を指揮監督する。
2	副 館 長	館（所）長の事務を補佐し、所属職員を指揮監督する。
	次 長	
	課 長	課の事務を掌握し、所属職員を指揮監督する。
3	課 長	課の事務を掌握し、所属職員を指揮監督する。
	班 長	班の事務を掌握し、所属職員を指揮監督する。
	主 任	高度な事務又は専門的な事務に従事する。
	学芸専門員	
	専門調査員	
4	係 長	係の事務を掌握し、所属職員を指揮監督する。
	主 幹	特定の事務又は専門的な事務に従事する。
	主任学芸員	
	主任調査員	
5	主 査	知識、経験を必要とする事務又は専門的な事務に従事する。
	学 芸 員	
	調 査 員	
6	主 事	事務又は専門的な事務に従事する。
7	学 芸 員	
	調 査 員	

(8) 財産の取得、管理及び処分に関すること。

(9) 契約の締結に関すること。

(10) 業務の受託及び委託に関すること。

(11) 関係官公署との連絡調整に関すること。

(12) 財団自主事業の企画・実施に関すること。

(13) 文化情報の収集、提供に関すること。

(14) 芸術文化の国際交流の推進に関すること。

(15) 芸術文化の振興に関すること。

(16) その他、他の館(所)の主管に属しないこと。

2 総務課及び企画課の分掌事務は、部長が定める。

#### (美術館の分掌事務)

第6条 美術館の分掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 受託した高知県立美術館の管理運営に関すること。

(2) 館の予算及び決算に関すること。

(3) 館の文書及び公印に関すること。

(4) 館の職員の服務及び福利厚生に関すること。



- (5) 美術の調査研究に関すること。
- (6) 美術の普及教育に関すること。

2 事業課及び学芸課の分掌事務は、館長が定める。

**(歴史民俗資料館の分掌事務)**

**第7条** 歴史民族資料館の分掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 受託した高知県立歴史民俗資料館の管理運営に関すること。
- (2) 館の予算及び決算に関すること。
- (3) 館の文書及び公印に関すること。
- (4) 館の職員の服務及び福利厚生に関すること。
- (5) 歴史、考古、民俗の分野の調査研究に関すること。
- (6) 普及教育に関すること。

2 事業課及び学芸課の分掌事務は、館長が定める。

**(埋蔵文化財センターの分掌事務)**

**第8条** 埋蔵文化財センターの分掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 受託した高知県立埋蔵文化財センターの管理運営に関すること。
- (2) 埋蔵文化財の発掘事業に関すること。
- (3) 所の予算及び決算に関すること。
- (4) 所の文書及び公印に関すること。
- (5) 所の職員の服務及び福利厚生に関すること。
- (6) 埋蔵文化財の調査研究に関すること。
- (7) 埋蔵文化財の整理保存に関すること。

2 総務課及び調査課の分掌事務は、所長が定める。

**(坂本龍馬記念館の分掌事務)**

**第9条** 坂本龍馬記念館の分掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 受託した高知県立坂本龍馬記念館の管理運営に関すること。
- (2) 館の予算及び決算に関すること。
- (3) 館の文書及び公印に関すること。
- (4) 館の職員の服務及び福利厚生に関すること。

**(県民文化ホールの分掌事務)**

**第10条** 県民文化ホールの分掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 受託した高知県立県民文化ホールの管理運営に関すること。
- (2) 館の予算及び決算に関すること。
- (3) 館の文書及び公印に関すること。
- (4) 館の職員の服務及び福利厚生に関すること。

2 総務課及び業務課の分掌事務は、館長が定める。

**(文学館の分掌事務)**

**第11条** 文学館の分掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 受託した高知県立文学館の管理運営に関すること。

- (2) 館の予算及び決算に関すること。
- (3) 館の文書及び公印に関すること。
- (4) 館の職員の服務及び福利厚生に関すること。
- (5) 文学資料等の調査研究に関すること。
- (6) 普及教育に関すること。

2 事業課及び学芸課の分掌事務は、館長が定める。

#### 第4章 雑則

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、財団の組織について必要な事項は、理事長が定める。

附則

- 1 この規程は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 財団法人高知県文化財団組織規程(平成2年4月1日制定)は、廃止する。

附則

この規程は、平成3年7月1日から施行する。

附則

この規程は、平成3年9月6日から施行する。

附則

この規程は、平成3年11月15日から施行する。

附則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

## (2) 財団法人高知県文化財団寄附行為

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この法人は、財団法人高知県文化財団という。

#### (事務所)

第2条 この法人は、事務所を高知市高須353番地2に置く。

#### (目的)

第3条 この法人は、芸術文化の振興及び文化財産等の調査研究、収集、保存、活用等を図り、もって県民の教育、学術及び文化の振興に寄与することを目的とする。

#### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 音楽、演劇、美術その他の芸術文化事業
- (2) 委託を受けた芸術文化施設の管理運営
- (3) 埋蔵文化財の調査研究、整理保存、展示等の事業
- (4) 教育、学術及び文化の国際交流事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第2章 資産及び会計

#### (資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附行為
- (5) その他の収入

#### (資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決された財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

#### (基本財産の処分)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ高知県教育委員会の承諾を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

#### (資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事長の議決を得て定期とする等確実な方法により、理事長が保管する。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第10条 この法人の収支予算は、年度開始前に理事会の議決により定め、収支決算は年度終了後2月以内にその年度末の財産目録と共に監事の監査を経て理事会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第11条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(基金)

第12条 この法人に、県民の自主的な芸術文化活動その他県民文化の振興に資する事業に対する援助及び顕彰等を目的として、県民文化振興基金(以下「基金」という。)を設けることができる。

2 基金の設置及び管理、処分その他基金に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

### 第3章 役員及び職員

(種別及び選任)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
  - (2) 副理事長 2人以内
  - (3) 専務理事 1人
  - (4) 理事 6人以上15人以内(理事長、副理事長及び専務理事を含む。)
  - (5) 監事 2人以内
- 2 理事長は、高知県知事の推薦する者をもって充てる。
- 3 理事及び監事は、理事長が選任する。
- 4 副理事長及び専務理事は、理事会の承認を得て、理事のうちから理事長が選任する。
- 5 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、日常の業務を執行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 5 監事は、民法(明治29年法律第89号)第59号の職務を行う。

(役員の任期)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任をさせることができる。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第16条 役員は、役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会において理事の4分の3以上の

同意により解任することができる。

- 2 前項の規程により役員を解任しようとするときは、その役員にあらかじめ通知すると共に、当該役員に、解任の議決を行う理事会において弁明の機会を与えなければならない。

(役員の報酬)

第17条 役員は、理事会で定めるところにより、有給とすることができる。

(顧問)

第18条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の運営に係る事項について、理事長に意見を述べ、又は助言することができる。

(職員)

第19条 この法人の業務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、総務部長その他必要な職員を置く。
- 3 総務部長その他の職員は、理事長が任命する。
- 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### 第4章 理事会

(構成)

第20条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第21条 理事会は、この寄附行為に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画に関すること。
- (2) 事業報告に関すること。
- (3) その他この法人の運営に係る重要事項に関すること。

(召集)

第22条 理事会は、理事長が召集する。

- 2 理事の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は14日以内に理事会を召集しなければならない。
- 3 理事会を召集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示してあらかじめ書面をもって通知しなければならない。

(議長)

第23条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第24条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第25条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由により、会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合にお

いて、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
  - (2) 理事の現在数
  - (3) 会議に出席した理事の氏名
  - (4) 議決事項
  - (5) 議事の経過
- 2 議事録には、出席理事の中から、その会議において選出された議事録署名人2人以上が、議長と共に署名押印しなければならない。

第5章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第28条 寄附行為は、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ、高知県教育委員会の許可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第29条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ、高知県教育委員会の許可があったときに解散する。

- 2 解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を経、かつ、高知県教育委員会の許可を得て、国若しくは地方公共団体又はこの法人と類似の目的をもつ公共的団体に寄附するものとする。

第6章 雑則

(委任)

第30条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附則

- 1 この寄附行為は、高知県教育委員会の許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立年度の事業計画及び終始予算は、第10条及び第21条の規定に関わらず、設立者の定めるところによる。
- 3 この法人の設立当初の事業年度は、第11条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成3年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の役員については、第13条の規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、平成4年3月31日までとする。

附則

この寄附行為は、平成5年4月1日から施行する。

高知県埋蔵文化財センター年報

第8号

1998年度

発行日	平成11年9月30日
編集・発行	(財)高知県文化財団 埋蔵文化財センター
印刷	共和印刷株式会社